

**【公募説明会資料】**

平成 27 年度

**エネルギー使用合理化事業者支援補助金  
(民間団体等分)(LPガス分)**

平成 27 年 5 月

日本LPガス団体協議会

### 申請者の皆様へのお願い

日本LPガス団体協議会（以下「日団協」という。）の補助金の原資は経済産業省から交付決定を受けた、いわゆる公的資金であり、当然のことながら、コンプライアンスと交付ルールに則った適正執行が求められます。

日団協の補助金に申請される皆様におかれましては、以下の点につき充分ご理解のうえ、各種手続を行っていただきたくよろしく申し上げます。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行う場合は、事前に業務方法書、公募説明会資料、パンフレット等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを充分ご理解ください。
2. 当然のことながら、日団協に提出する書類や資料においては如何なることがあっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
3. 万一、不正行為があった場合、日団協は法や規程類に則り厳正に対処します。
4. 不正行為が認められたとき、日団協は当該部分の交付決定の取消しを行うとともに、交付済みの補助金額に加算金（年利10.95%）を加えた額を返還していただきます。
5. また、不正行為を行った申請者や手続代行者の名称・不正の内容をホームページ等で公表するとともに、日団協の所管する新たな補助金の交付停止や手続代行業務の停止を一定期間行う等の措置を執らせていただきます。
6. なお、悪質な不正の場合は、刑事罰等の適用の可能性につき、所轄警察署に相談することがあります。

#### 【補助事業の計画に際しての主な留意点】

- ・補助事業を行うにあたり、売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、原則、競争入札（又は3社以上の相見積）により発注先を選定して下さい。
- ・当該年度に行われた工事、物品購入等に対して当該年度中（平成28年2月15日まで）に対価の支払い及び精算が完了し、実績の報告ができるよう計画して下さい。補助事業を構成する全ての工事等の完了、検収と費用の支払いをもって、補助事業の完了となります。
- ・費用の支払方法は「金融機関からの振込」とするよう手続を行って下さい。（手形、割賦、相殺等は認められません。）
- ・必要な書類が期限までに提出されなかった場合、補助金は交付できませんのでご注意下さい。
- ・諸事情・事故により期日までに到着しなかった提出書類等については、日団協では責任を負いかねます。書類等の提出にあたっては、配達記録が残る郵送方法（書留郵便等）のご利用を推奨します。

## 目 次

1. 事業の趣旨	2
2. 事業の内容	3
3. 事業の実施スキーム	10
4. 事業の実施スケジュール	10
5. 補助事業制度について	11
6. 補助事業申請に係る提出書類	15
7. 書類提出期限及び連絡先	17
8. 申請から交付までの流れ	18
9. 別紙参照資料	
(別紙①) エネルギー多消費型設備の基準について	21
(別紙②) 高効率設備の基準について	22
(別紙③) 省エネルギー性の評価について	24
(別紙④) 交付申請書(記入例)	26
(別紙⑤) 補助事業に要する経費等の申請者別内訳について(記入例)	33
(別紙⑥) 申請者別の資金調達計画について(記入例)	34
(別紙⑦) 計算シート①(省エネルギー率計算用)(記入例)	35
(別紙⑧) 計算シート②(省CO <sub>2</sub> 率、費用対効果計算用)(記入例)	37
(別紙⑨) 更新・改造前後設備に関する配置図・システム図について	38
(別紙⑩) 専用の計測装置に関する約束書(記入例)	41
(別紙⑪) 見積依頼書(記入例)	42
(別紙⑫) 発注先選定理由書(記入例)	43
(別紙⑬) 高効率設備導入に関する能力証明書(記入例)	44
(別紙⑭) 単位発熱量と炭素係数について	46
(別紙⑮) 供給・配管設備の補助対象経費算定方法	47
(別紙⑯) 日本標準産業分類	48
(別紙⑰) 役員名簿	51
(別紙⑱) 暴力団排除に関する誓約事項	52
(別紙⑲) 交付申請時提出書類チェックリスト	53
(別紙⑳) 交付申請書ファイリング例	54
10. 業務方法書	56
11. 業務細則	93

本「公募説明会資料」は、日団協が国や審査委員会の承認を受ける前に作成しています。承認を受ける過程において、本書に記載された内容が変更になることがあります。変更が生じた場合は公募説明会や日団協ホームページにて、その旨をお知らせします。

日団協ホームページ：<http://www.nichidankyo.gr.jp/>

## 1. 事業の趣旨

我が国のエネルギー政策は、2011年3月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故をきっかけとして、エネルギー基本計画の見直しが進められ、平成26年4月11日に、第四次計画となる新しいエネルギー基本計画の閣議決定が行われました。

第四次エネルギー基本計画では、エネルギー政策の要諦は、安全性を前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合を図るため、最大限の取組を行うことであるとされています。

すなわち環境への適合は、我が国のエネルギー政策の重要な要素として位置付けられており、温室効果ガスの排出削減を実現するため、徹底した省エネルギー社会の実現や、化石燃料の効率的・安定的な利用のための環境整備が、講ずべき施策として取り上げられています。

またL P ガスについては、化石燃料の中で温室効果ガスの排出が比較的 low、平時の国民生活、産業活動を支えるとともに、緊急時にも貢献できる分散型のクリーンなガス体のエネルギー源と位置付けられ、利用形態の多様化を促進するとの記述がなされています。

本事業は、このようなエネルギー政策の方向性に沿い、工業炉、ボイラ等の燃焼設備（エネルギー多消費型設備）の省エネルギーを図るとともに、CO<sub>2</sub>の低減に寄与するL P ガスの高度利用を行う事業者に対し、その経費の一部を補助するものです。

## 2. 事業の内容

工業炉、ボイラ等の燃焼設備（エネルギー多消費型設備）の省エネルギーを図るとともに、CO<sub>2</sub>の低減に寄与する石油ガスの高度利用を行う事業者に対し、その設備更新または改造に要する経費（設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、供給・配管設備費）の一部を補助するものです。

[平成27年度補助金交付予算額：約4.9億円]

### (1) 対象事業者： 家庭用需要を除く全業種

(リース・エネルギーサービス等についても対象)

※事業者：事業を営んでいるもの。

※家庭用需要：居住の用に供する居室での需要のこと。

(非該当物件例：店舗兼住宅の住居部分、居住用途マンション)

### (2) 申請者の資格等

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、(1)の対象事業者であっても次の各号のいずれかに該当する者（法人にあつてはその役員）は申請することが出来ない。また申請にあたっては、『暴力団排除に関する誓約事項』(P.52別紙⑧参照)に同意していただきます。

- ① 高圧ガス保安法若しくは液化石油ガス法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② 成年被後見人
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（危険運転致死傷）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤ 補助事業に関し、次条第1項の補助金交付申請書及び添付書類のうち重要な事項について、虚偽の記載をし、又は重要な事実の記載が欠けている者
- ⑥ 経済産業省から補助金等の交付及び事業の委託の停止処置を受け、その停止期間が経過していない者

### （３）対象事業

- ① 燃焼エネルギーを利用する工業炉、ボイラ、乾燥炉、焼却炉、冷温水機、自家発電設備等のエネルギー多消費型設備に対し、以下のすべての要件に適合する設備の更新または改造を行い、省エネルギー性、省CO<sub>2</sub>性に優れていると認められるものを対象とします。
- 1) 対象設備を更新または改造して石油ガスを主成分とするガスを使用すること。
  - 2) 更新または改造前の対象設備がエネルギー多消費型設備の基準に該当すること。
  - 3) 対象設備を更新または改造することにより5%以上の省エネルギー（効率向上）が図られること、または更新・改造後の対象設備が高効率設備の基準に該当すること。ただし高効率設備に該当する場合でも、更新・改造前設備に対し、下回らない効率であることが必要です。
  - 4) 対象設備の更新または改造によって12%以上の省CO<sub>2</sub>が図られること。
  - 5) 審査委員会で決定した省CO<sub>2</sub>の費用対効果の基準を満たすもの。  
平成27年度は費用対効果が100.0千円/▲t-CO<sub>2</sub>未満であること。
  - 6) 補助対象経費における燃料消費量削減効果による投資回収が4年以上の事業であること。（業務方法書〔別表1〕参照）
  - 7) 更新または改造後の燃焼設備に燃料使用量を測定する専用の計測装置を取り付けること。
- ※ 更新の要件は、更新前設備等を廃止することです。撤去等の処置を行って下さい。同様に改造を行った設備については、改造前の状態に容易に戻れないよう、取り外し部品等の処分を行ってください。
- ※ 本補助事業は、対象設備の更新・改造とそれに伴う付帯設備の更新等に対して補助を行います。よって、熱の使用先での省エネ（蒸気漏れ配管の修理、空調する部屋の断熱等）は本補助事業の対象外となります。
- ※ 工場移転に伴う設備更新または改造は対象外とします。
- ※ 同一事業所内で複数の設備について申請を行う場合、1通の申請書に全数まとめて申請を行って下さい。（同一事業所内で2件以上の申請は不可）
- ※ 原則単年度事業です。但し、事業完了の1年後に燃料使用量データ報告書を提出していただきます。

### （４）対象燃料：

- ① 更新または改造後使用燃料：石油ガスを主原料とするガス。
- ※石油ガスを主原料とするガスについては、
- a. 石油ガス
  - b. 液化石油ガス

- c. 石油ガスまたは液化石油ガスを主原料（組成比が一番高いものを「主」とする）とし、且つ、炭素係数が「石油ガス×1.10」未満のガスとします。

なお、石油ガスの炭素係数については、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に定める値を用いることとします。

【炭素係数】

石油ガス×1.10	0.0177tC/GJ
-----------	-------------

(5) 対象設備

下記①②③④⑤⑥は補助事業の要件であり、すべてに該当することが必要です。

- ① 更新または改造前の設備がエネルギー多消費型設備の基準に該当すること  
基準は審査委員会で決定されます。(P. 21 別紙①参照)
- ② 対象設備を更新または改造することにより5%以上の省エネルギーが図られること、または高効率設備の基準に該当すること  
5%以上の省エネルギーが図られるとは、更新・改造後設備で同条件の出力を得るために必要な燃料の消費量（熱量換算値）が95%以下になることをいいます。蒸気ボイラであれば、原則定格運転時における単位熱出力あたりの燃料消費量を、工業炉等であれば、定格運転（仕様の処理量での運転）時における単位処理量あたりの燃料消費量を比較して減少率を求めます。なお、単位発熱量は燃料別の低位発熱量（空調・冷温水機は高位発熱量）を用いて計算します。(P. 46 別紙④参照)  
省エネルギー率の判定は設備群毎に行います。(P. 21 別紙①参照)  
高効率設備の基準は審査委員会で決定されます。(P. 22 別紙②参照)
- ③ 対象設備を更新または改造することにより12%以上の省CO<sub>2</sub>が図れること  
12%以上の省CO<sub>2</sub>が図られるとは、更新・改造前後の設備において、同条件の出力を得るために、それぞれの設備に応じた燃料を燃焼させることによって発生するCO<sub>2</sub>量を比較（設備の効率向上および燃料種によるCO<sub>2</sub>発生量差を加味）し、発生するCO<sub>2</sub>量が88%以下になることをいいます。なお、単位発熱量は燃料別の高位発熱量を用いて計算します。(P. 46 別紙④参照)  
省CO<sub>2</sub>率の判定は対象設備全体で行います。
- ④ 省CO<sub>2</sub>の費用対効果の値が100.0千円/▲t-CO<sub>2</sub>未満であること  
省CO<sub>2</sub>の費用対効果とは、対象設備を更新または改造することにより削減される二酸化炭素排出量当たりの交付補助金の値となります。
- ⑤ 補助対象経費における燃料消費量削減効果による投資回収が4年以上の事業であること  
投資回収が4年以上の事業であることとは、設備更新・改造による省エネ効果

としての1年分の燃料の削減量を原油に換算し、燃料単価を乗じることで得られる1年分の燃料代金削減額により、補助対象経費を除すことで得られる年数を投資回収年と呼び、これが4年以上となる事業であることです。この投資回収年が短いほど、設備更新・改造による投資を容易に回収できることから、本補助事業では4年未満となるものを補助対象外としています。

【投資回収年計算式】

$$\text{補助対象経費} / (\text{原油換算燃料削減量} \times @ \text{燃料単価})$$

【投資回収年計算用 燃料単価】

$$68,000 \text{円} / \text{k}1$$

(財務省貿易統計 2013年1月～2014年12月の平均値)

⑥ 対象設備に燃料使用量を測定する専用の計測装置を取り付けること

補助事業の有効性確認のため、対象設備専用の計測装置の設置が必要です。下記の条件に該当する場合を除き、ガス供給事業者の取引用メーターは専用の計測装置とは認められません。

<取引用メーターを専用の計測装置として認める条件>

- 1) 該当取引用メーターの系統のガス配管には同一群の対象設備のみが存在すること。
- 2) 該当取引用メーターの系統のガス配管には将来用のバルブ・プラグ止め・フランジ止め等が存在しないこと。
- 3) 該当取引用メーターの系統のガス配管は耐用年数期間改造工事を行わないこと。
- 4) 燃料使用量データ報告のための燃料使用量の計測および集計は、申請者自身が行うこと。
- 5) あらかじめ、専用の計測装置に関する約束書および必要な添付書類を日団協に提出し、その承認を得ること。(P. 41 別紙⑩参照)

(6) 補助対象範囲

エネルギー使用合理化事業者支援補助事業に係る設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費（含む改造工事費）、供給・配管設備費

① 設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費（含む改造工事費）の補助対象範囲

- 1) 下記の設備に対する経費を対象とします。
  - I. 工業炉等（脱臭装置、廃液処理装置、加熱ヒーター、熱風発生装置等を含む）  
機器本体に加え、予熱帯等、その他必要と判断される設備
  - II. ボイラ  
機器本体に加え、給水ポンプ、給水タンク、水処理装置、蒸気ヘッダ、ドレ



ンタンク、太陽熱集熱器、その他必要と判断される設備

Ⅲ. 冷温水機

機器本体に加え、冷却塔、冷却水配管、冷却水ポンプ、水処理装置、冷温水タンク、太陽熱集熱器、その他必要と判断される設備  
(室内機等は対象外とします)

Ⅳ. GHP

機器本体に加え、冷媒配管、室内機、その他必要と判断される設備

Ⅴ. 自家発電設備

機器本体に加え、冷却塔、冷却水配管、冷却水ポンプ、水処理装置、潤滑油配管、潤滑油ポンプ、防音壁、系統連係保護リレー、排熱ボイラ、排ガスダンプ、蒸気放散塔、蒸気放散用サイレンサ、その他必要と判断される設備  
(排熱ボイラの対象範囲はⅡ. に準ずるものとします)

2) Ⅰ. ～Ⅴに加え、下記Ⅵ. の設備に対する経費を対象とします。

Ⅵ. 更新・改造前燃料配管、更新・改造前燃料貯蔵設備、脱硫装置、送風機、熱交換器、煙道、煙突、燃焼制御装置、安全装置、省エネを目的とした計測装置、ガスブースタ、ガスコンプレッサ、脱硝装置、集塵装置、基礎工事  
(設備建屋および建屋に付随する設備等は対象外とします)

3) 蒸気・冷温水配管については、対象設備間をつなぐものは対象とし、対象設備と対象外設備をつなぐものは対象外とします。  
(配管に付随するポンプ等もこれに準ずるものとします)

4) 上記1)～3)の設備に対する経費は、本補助事業で専用使用する部分を対象とし、補助事業外設備との共用部分がある場合には、原則定格流量比による按分相当額を対象とします。

②供給・配管設備費の補助対象範囲

1) 貯蔵設備

設備本体に加え、設計費、工事費、気化設備、その他必要と判断される設備

2) ガス配管、ガス流量メーター、ガバナ、ストレーナ、緊急遮断弁、ガス漏れ警報機等必要と判断される設備に対する経費を対象とします。

3) 本補助事業で使用する専用配管に加え、補助事業外設備との共用配管がある場合には、原則定格流量比による按分相当額を対象とします。(P. 47 別紙⑮参照)

※ 定格流量未定の補助事業外設備が計画されている場合、閉止フランジを設けた場合等、定格流量比で按分相当額を求められない場合は、配管の断面積比により按分相当額を計算し、判定します。

③ エネルギー使用合理化事業者支援事業の類型毎の補助対象範囲

更新・改造前設備の機能分・能力相当分が補助の対象となり、増加分は按分減額の対象になります。（業務方法書別表 2 別紙 2 参照）

ただし、一般的に入手可能な機器の中で必要最小限の能力増加であり、かつ、熱の利用形態に原則変更が無い場合は、更新・改造前と同能力と見なせる場合があります。ご不明な場合は事前に日団協へお問い合わせ下さい。

(7) 補助率 : 補助対象経費の 1 / 3 以内

(8) 補助金上限額 : 1.8 億円 / 1 補助事業

(9) 交付決定 :

予算枠を超えた際には、費用対効果<sup>※</sup>の大小で交付先の決定を行います。

なお別に定める中小企業優遇<sup>※</sup>または次世代エネルギー・社会システム実証地域優遇を申請した申請者が実施する補助事業については、費用対効果に 1 / 2 の係数を掛けて優遇します。（但し、これらの優遇措置は重複しません）

優遇の判定は、補助事業の対象となる設備の使用者が優遇対象であるかで判定します。

※ 費用対効果 : 二酸化炭素排出削減量<sup>※2</sup>当たりの交付補助金[千円/▲t・CO<sub>2</sub>]

$$\text{二酸化炭素排出削減量}[\text{▲ t} \cdot \text{CO}_2/\text{年}] = \frac{\text{更新・改造前CO}_2\text{排出量}[\text{t} \cdot \text{CO}_2/\text{年}] - \text{更新・改造後想定CO}_2\text{排出量}[\text{t} \cdot \text{CO}_2/\text{年}]}{\text{費用対効果}}$$

なお、算出するCO<sub>2</sub>排出量は、更新・改造前後の設備において、燃料を燃焼させることによって発生するCO<sub>2</sub>量をいいます。

※ 中小企業者優遇について

中小企業者については、中小企業庁の定義に準じております。日本標準産業分類による業種を4区分（卸売業、小売業、サービス業、製造業その他）に分類し、それぞれの区分で、資本金の額（または出資の総額）、従業員の数の基準に該当するものを中小企業者としています。（P.48 別紙⑩参照）

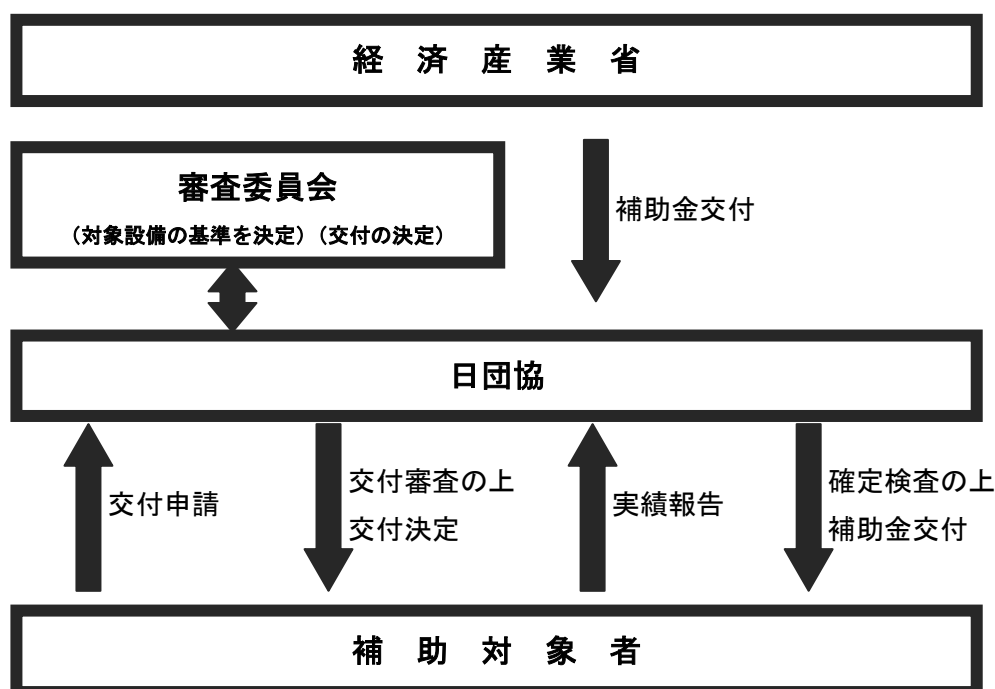
中小企業者の基準

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下

※資本金規模もしくは従業員規模のどちらかに該当することが必要です

※資本金の額では該当せず、常時使用する従業員の数で該当する場合は、それを証明する書類が必要となりますので、日団協までお問い合わせください

### 3. 事業の実施スキーム



### 4. 事業の実施スケジュール（平成27年度）

- ① 5月7日（木）：公募開始
- ② 5月7日（木）～13日（水）8会場で公募説明会開催  
（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）
- ③ 補助金交付申請書類提出（5月7日（木）～6月15日（月）の期間）
- ④ 6月15日（月）：公募締切り（当日消印有効）（予算未達等時は追加募集を実施）
- ⑤ 補助金交付申請書類審査
- ⑥ 7月下旬：審査委員会にて補助金交付先決定（予算を超えた際には、費用対効果の大小で採択を実施）、日団協より交付決定通知書送付
- ⑦ 中間報告提出（平成27年12月までに補助事業が完了する場合は提出不要）
- ⑧ 実績報告書提出（事業完了後30日以内または平成28年2月15日のいずれか早い日まで）
- ⑨ 確定検査（必要に応じて現地調査を実施）
- ⑩ 確定検査終了後、日団協より支払確定通知書送付
- ⑪ 精算払請求書提出
- ⑫ 補助金交付（指定の金融機関口座へ振込）
- ⑬ 補助事業完了の1年後：燃料使用量データ報告書提出

## 5. 補助事業制度について

エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分）の手続きについては、「エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分）業務方法書」によりますが、その他留意点は以下の通りです。業務方法書及び以下をご熟読の上、応募頂きますようお願いいたします。

### （1）交付申請（業務方法書第7条）

本補助金の交付を希望する事業者には、日本LPガス団体協議会会長宛に当該年度の交付申請書を提出していただきます。（P.26 別紙④参照）

#### ① 申請者について

申請にあたり、補助事業に含まれる設備等の所有者および使用者（設備を使用して生産や営業活動を行う者）は、必ず申請者として申請をお願いします。

申請者が複数となる場合は共同申請とし、交付申請書に各々の役割を明確に示して下さい。各事業者間で十分な連携を取り事業を推進して下さい。

#### 【共同申請となるケース（例）】

- ・リースを利用する場合（申請者：リース会社、設備使用者）
- ・エネルギーサービスを利用する場合  
（申請者：エネルギーサービス会社、設備使用者）
- ・ESCO事業者が資金調達を行うシェアードESCOの場合  
（申請者：リース会社、ESCO事業者、設備使用者）

- ・賃貸借の場合（申請者：賃貸人（設備所有者）、借借人（設備使用者））

その他、設備が区分所有となる場合や利害関係者が多数存在する等の場合は、事前に日団協までご相談下さい。なお、申請書提出後の申請者の追加はできません。

#### ② 申請対象となる事業の期間について

単年度事業のため、以下に定められた期間に事業を開始、完了できる場合のみ対象となります。

事業の開始日：原則交付決定日以降であること。但し、平成27年4月9日以降の事業開始については、不承認のリスクを事業者が負うことを前提に交付対象事業とします。（開始日とは、補助事業※において最初に設計、工事等の契約を締結する日）

事業の完了日：交付決定日以降であること。実績報告書の提出期限が平成28年2月15日となりますので、これに間に合うよう完了すること。（事業の完了日とは、補助事業※において工事の完了、検収および費用の支払いが最終完了する日）

※ 補助事業を構成する工事等全てが対象。補助対象経費であるか否かは関係あ

りません。

## （２）交付決定（業務方法書第８条）

日団協は提出された交付申請書、添付書類に基づいて審査を行い、以下の事項に留意しつつ、補助金の交付が適当と認められたものについて交付決定を行います。

- ① 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に進んでいること。補助金の交付は、原則、事業者の支払の完了後となりますので、ご注意願います。（工事の検収が完了ではない）
- ② 申請に係る補助事業に要する経費（設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費（含む改造工事費）、供給・配管設備費）については、見積書の写しを合わせて提出して下さい。その際、各経費の金額根拠が明確になるよう内訳を記載願います。
- ③ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第２条第４項第１号に掲げる給付金及び同項第２号に掲げる資金を含む）の対象経費を含まないこと。

※ 地方自治体を実施する補助金については、国が実施する補助金の対象経費に対する対応が、地方自治体毎に異なりますので、該当の地方自治体に直接お問い合わせ下さい。

## （３）補助事業を実施する上での注意事項

事業者が見積の依頼、工事等の契約を締結するにあたって注意していただきたい点を以下に記載します。

- ① 見積依頼は必ず書面で行うこと。その際、見積項目が一式で５０万円以上（単体で５０万円以上の機器を除く）とならないよう見積依頼書に明記すること。一式で５０万円以上の見積項目が含まれている場合は、その部分の内訳書を見積書に添付する事。（P. 42 別紙①参照）
- ② 事業開始日は交付決定日以降であること。但し、平成２７年４月９日以降の事業開始については、不承認のリスクを補助事業者が負うことを前提に交付対象事業とします。
- ③ 補助事業を行うにあたり、売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、競争入札（又は３社以上の相見積）により発注先を選定すること。
- ④ 発注先の選定にあたり、補助事業の運営上、競争入札（又は３社以上の相見積）が著しく困難又は不相当である場合は、前もって、日団協に発注先選定理由書を提出すること。（P. 43 別紙②参照）

なお、理由書の内容や提出の時期により日団協にて否認され、該当部分が補助の対象から除外となる場合がありますのでご注意下さい。

- ⑤ 当該年度に行われた工事、物品購入等に対して当該年度中（平成28年2月15日まで）に対価の支払い及び精算が完了すること。工事の完了、検収と費用の支払いをもって、補助事業の完了となります。
- ⑥ 補助事業に関する工事、物品購入等の費用の支払い方法は、「金融機関からの振込み※」とすること。手形、割賦、相殺等、金融機関からの振込以外の支払方法は認められません。また振込手数料を控除しないこと。

※ 支払委託契約（金融会社が申請者に代わり工事資金等の費用を立替えて工事会社に支払う契約）は、以下を条件に利用を認めるものとします。

- ・ 交付申請書（様式第1）5. 補助事業の概要に支払委託契約を利用する旨記載
- ・ 申請書に支払委託契約書（案可）の写しを添付

この場合、金融会社を共同申請者として登録する必要はありません。なお、申請後の支払い方法の変更は原則認められません。

#### （4）実績報告及び確定検査（業務方法書第15、16条）

補助事業が完了した時は、事業完了後30日以内又は、平成28年2月15日のいずれか早い日までに実績報告書を日団協宛に提出していただきます。

日団協は事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査（仕様書、見積書、契約書、納品書、試運転報告書、請求書、振込証明書等）及び現地調査等の確定検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知します。

工事内容または設備能力が申請書通りでない場合等不相当と認められる場合には、補助金不交付や減額の措置が取られる場合があります。特に実測値による申請の物件については内容を精査することになりますので、ご留意下さい。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については原則、原価計算等により利益相当分を控除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額といたします。また関係会社からの調達分についても原則、原価計算等により、利益相当分を控除した額（製造原価と販売費及び一般管理費の合計）を補助対象経費の実績額といたします。

#### （5）補助金の支払い（業務方法書第17条）

事業者には、日団協から確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、日団協から事業者に補助金を支払います。

#### （6）取得財産の管理について（業務方法書第19、20条）

補助金で取得した資産（取得財産等）については資産台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、**資産を処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保提**

供、取壊し、廃棄、その他）しようとするときは、あらかじめ日団協の承認を受ける必要があります。

**（7）規定違反に対する措置について**

事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び業務方法書の定めるところに従う必要があります。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意して下さい。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間、補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- ④ 日団協が所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 事業者等の名称及び不正の内容の公表。

**（8）利用状況の報告について**

業務方法書第22条に基づき、補助事業の適正な管理のため、補助事業の実施により取得した財産等の利用状況を必要に応じ、確認させていただきます。

**（9）補助事業概要の公表について**

交付決定後、採択分については事業者名、事業概要、事業成果等を日団協ホームページに掲載させていただきます。

**（10）燃料使用量データ報告（補助事業完了1年後）**

事業完了1年後に補助対象設備で使用した1年間分の燃料使用量をご報告いただき、省エネ性の確認をさせていただきます。特に部分負荷実測値に基づいた申請の場合は申請データの妥当性を説明できるよう設備の運転時間等の記録を残しておかれることを推奨致します。申請時の効果が著しく悪い場合は改善指導を行い、設備改造等実施の後、再度実測データを提出していただきますので、ご留意下さい。



## 6. 補助事業申請に係る提出書類

本事業に応募される事業者は、公募期間中に以下の書類の提出をお願いいたします。

- (1) 交付申請書（様式第1）（P. 26 別紙④参照）
- (2) 添付書類
  - ① 計算シート①（省エネルギー率計算用）（P. 35 別紙⑦参照）
  - ② 計算シート②（省CO<sub>2</sub>率計算用、費用対効果計算用）（P. 37 別紙⑧参照）
  - ③ 直近1ヵ年(平成26年度)の燃料消費量実績の根拠資料
    - ・対象期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの12か月間です。次に示す根拠資料から燃料消費量月別一覧表を作成して添付してください。
    - ・根拠資料は、日報等から作成した月毎の燃料消費量実績の内訳表および購入量を判断できる書類（燃料の種類、納入月、納入場所がわかる請求書等）の写しとします。なお、燃料の使用量を計測する装置が設備ごとに設置されておらず、補助事業外設備分の使用量が混在し、対象設備の燃料使用量が明確でない場合は、時間当たり設備燃料使用量等から按分により実消費量を算定し、その計算過程が分かる資料を添付すること。（切替専焼、混焼等の場合も同様）
  - ④ 更新・改造前および後の機器仕様及び省エネルギー算出根拠となる書類
    - ・メーカー、型式、定格能力等を明記した仕様書や図面等とします。
  - ⑤ 更新・改造前および後の設備に関する全体図・配置図・システム図（P. 38～40 参照）
  - ⑥ 更新・改造前設備の設置状況を示す写真
    - ・設備本体と銘板および周辺設備等の写真を提出のこと。
  - ⑦ 見積依頼書、見積書の写し
    - ・見積依頼は必ず書面にて行うこと。（P. 42 別紙⑩参照）
    - ・見積書は経費の区分（設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費等の区分）及び補助対象経費が明確に分かるように注釈をつけること。  
なお、官公庁への届出書類の作成・提出に係る費用は、補助対象外ですので注意のこと。
  - ⑧ 事業実施スケジュール
    - ・申請、契約、施工開始、施工完了、検収、支払完了予定日等を記載のこと。
  - ⑨ 会社、事業所のパンフレット
  - ⑩ 登記簿謄本（発行日が平成27年4月1日以降であること）
  - ⑪ 役員名簿（共同申請の場合は申請者ごとに作成）（P. 51 別紙⑰参照）
  - ⑫ 暴力団排除に関する誓約事項（共同申請の場合は申請者ごとに作成）（P. 52 別紙⑱参照）
  - ⑬ 申請時チェックリスト（P. 53 別紙⑲参照）

下記に該当する場合、①～⑬に加えて、別途書類を提出すること。

※ 共同申請の場合、

- ・ 交付申請書に記載した補助事業に要する経費等の申請者別内訳（P. 33 別紙⑤参照）
- ・ 交付申請書に記載した資金調達計画の申請者別内訳（P. 34 別紙⑥参照）

※ 中小企業優遇を申請する場合で、資本金では中小企業に該当しない場合は、日団協にご相談ください。

※ 次世代エネルギー・社会システム実証地域優遇を申請する場合、次世代エネルギー・社会システム実証地域として採択されたことを証明する書類。

※ 更新・改造前設備について製造メーカーの定格仕様値（カタログ等を含む）ではなく、機器の実測値により申請する場合、測定条件と測定結果を証明できる書類。

※ 更新・改造後設備について高効率設備の基準に基づき申請する場合、高効率設備の基準に該当することを証明する書類。

※ リース・エネルギーサービス・賃貸借等に関する書類。

- ・ 対象設備に関する契約書（案可）の写し
- ・ 契約金額に関する料金計算書  
（補助金相当額が減額されていることを証明できる書類）  
（賃貸借の場合、設備の更新により契約金額が増額されない事を証明できる書類）

※ 支払委託契約（金融会社が申請者に代わり工事資金等の費用を立替えて工事会社に支払う契約）を利用の場合、支払委託契約書（案可）の写し。

※ すでに事業開始済又は開始予定で、発注先の選定に際して競争入札（又は3社以上の相見積）が著しく困難又は不相当である契約を含む場合、発注先選定理由書を提出すること。（P. 43 別紙⑫参照）

※ ガス供給事業者との取引メーターを専用の計測装置として承認を受けたい場合、専用の計測装置に関する約束書および必要な添付書類（該当設備の配置図、該当ガス配管のアイソメ図）を提出すること。（P. 41 別紙⑩参照）

その他

※ 審査に当たって別途資料の提出をお願いすることがあります。

※ 提出いただいた書類は返却いたしませんので、全てコピーをとり保管をお願いします。

## 7. 書類提出期限及び連絡先

### 《提出期限》

平成27年6月15日（月）（消印有効）

※ 必要な書類が期限までに提出されなかった場合、日団協としては受理できませんのでご注意ください。

### 《提出方法》

持参または送付

※ 諸事情・事故により期日までに到着しなかった提出書類等については、日団協では責任を負いかねます。書類等の提出にあたっては、配達記録が残る送付方法のご利用を推奨します。

### 《申請・お問合せ先》

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-5-5 櫻ビル8階

日本LPガス団体協議会補助・受託事業室

エネルギー使用合理化事業者支援事業担当（燃転担当）

TEL：03-5510-7337 FAX：03-5511-1421

### 《申請・お問合せ等の受付時間》

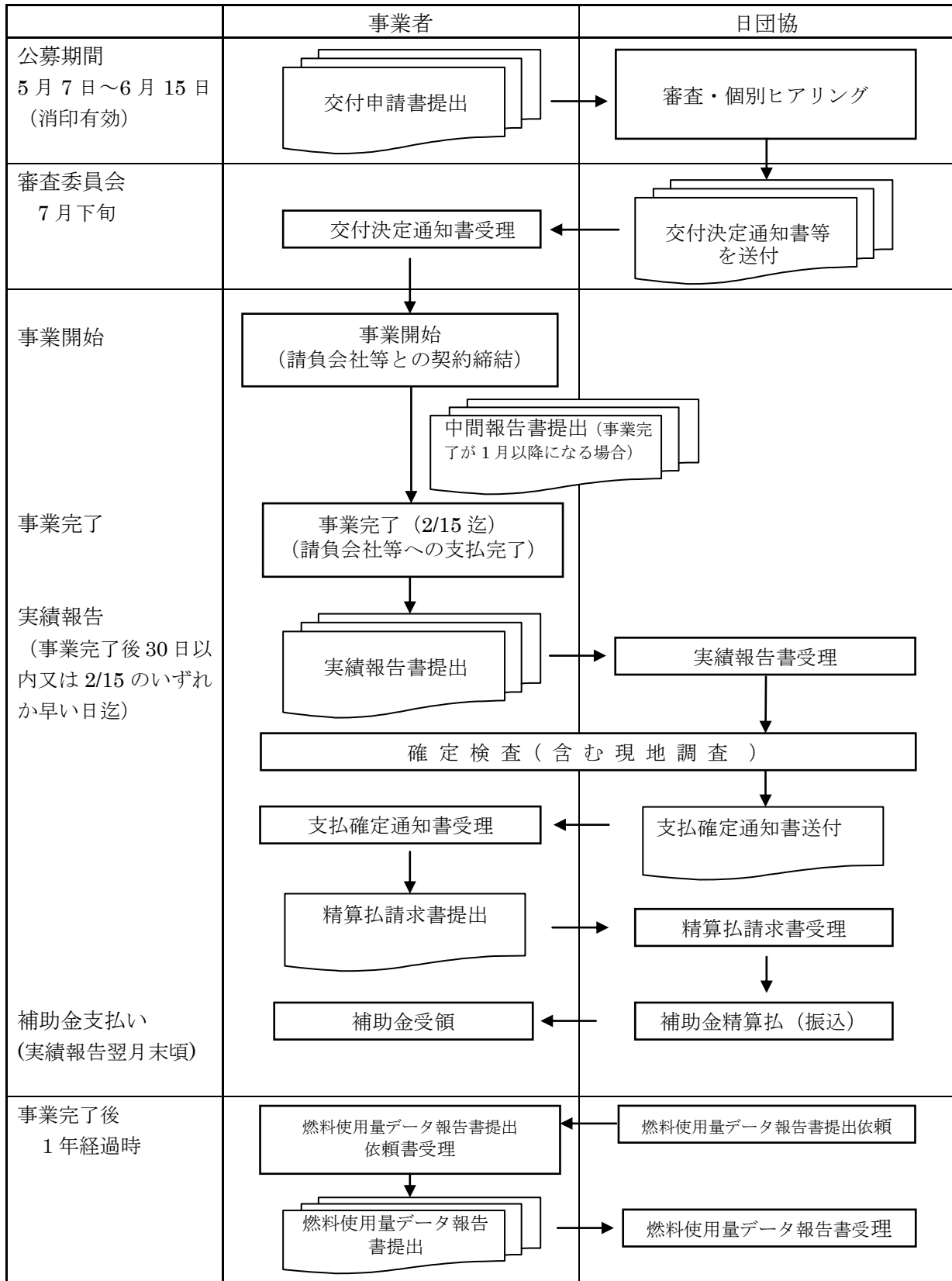
月～金曜日 9：00～12：00、13：00～17：30

（土日祝祭日・12月29日～1月3日を除く）

交付申請書については日団協ホームページ <http://www.nichidankyo.gr.jp/> からダウンロードする事ができます。

8. 申請から交付までの流れ

(1) 全体フロー



(2) 交付申請準備から事業完了までの期間に事業者が行う業務の詳細フロー例

詳細フロー	事業者が行う業務	必要書類
① 概算見積依頼	概算見積依頼書を作成し、見積依頼内容、範囲を明確にし、業者に見積を依頼。	見積依頼書(P.42別紙①参照)
② 概算見積回答	依頼した業者から見積を受領。内容、金額が正しいか、一式50万円以上の見積項目がないか確認	見積書(社印要)
③ 交付申請	交付申請書を作成し、日団協に提出※	交付申請書(P.26別紙④参照)
④ 交付決定	交付決定通知書受理	交付決定通知(日団協が発行)
⑤ 実施見積依頼	実施見積依頼書を作成し、競争入札(又は3社以上の相見積)を行う※	実施見積依頼書(見積依頼書参照)
⑥ 実施見積回答	見積依頼先から見積を受領。内容、金額が正しいか、一式50万円以上の見積項目がないか確認	見積書(3社、社印要)
⑦ 契約締結(事業開始)	最も安価な見積業者と契約を締結	契約書(収入印紙要)、又は、注文書および注文請書(収入印紙要)
⑧ 施工開始	工事の進捗状況を把握しながら、予定した期間内に工事が完了するよう工程管理を行う	
⑨ 納品	施工完了後、納品書または完了届け等を受領、および、仕様通りの能力であることを確認・証明できる書類を受領	納品書又は完了届等、および、試運転報告書又は能力証明書等
⑩ 検収	契約通り施工(納品)が完了したか確認し、支障がなければ検収を行う	受領書又は検収書等(納品書以降の日付)
⑪ 請求	請求書を受領。支払は金融機関からの振込となるよう経理部門に伝える	請求書(検収書以降の日付)
⑫ 中間報告	必要に応じて日団協に中間報告を行う	実績報告書の途中段階のもの
⑬ 支払完了(事業完了)	施工業者等に費用を支払い、証明書を手入手すること	金融機関発行の振込証明書、又は支払伝票等および領収書(収入印紙要)

- ・ 補助事業の遂行にあたっては、上記事業の流れを参考に、各段階において補助事業者自身が主体となって必要な作業を進めて下さい。(あくまで参考であり異なるケースもあります)
- ・ 必要な書類を適切な時期に発行または入手し、日付の整合がとれているか確認をとりながら事業を進めて下さい。
- ・ 必要書類の原本(原本を契約先に渡す場合はそのコピー)は、大切に保管しておいて下さい。実績報告時、必要書類のコピーを添付していただきます。また原本の確認をさせて頂く場合があります。
- ・ 売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、競争入札(又は3社以上の相見積)により発注先を選定して下さい。
- ・ 補助事業を構成する全ての工事等(補助対象経費であるか否かは関係ありません)の完了、検収と費用の支払いをもって補助事業の完了とします。

※ 発注先の選定にあたり、補助事業の運営上、競争入札(又は3社以上の相見積)が著しく困難又は不相当である場合は、事由発生次第、日団協に発注先選定理由書を提出願います。尚、理由書の内容や提出の時期により日団協にて否認され、該当部分が補助の対象から除外となる場合がありますのでご注意ください。

**【個人情報の利用目的について】**

本補助事業に伴い、日団協が事業者の方々から取得した個人情報は、以下の目的に利用いたします。

- ・ 「平成27年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（L P ガス分）」に係る業務（ご連絡、資料送付、他の同類国庫補助金に対する重複申請の調査等）

なお、本補助事業に伴いご提供いただいた個人情報を上記の目的以外で利用することはありません。（但し、法令等により定められている場合を除きます）

(別紙①)

## エネルギー多消費型設備の基準について

補助事業の要件のひとつである「対象設備が、エネルギー多消費型設備の基準に該当すること」との項目がありますが、下表がエネルギー多消費型設備の基準を定めたものです。なおこの基準は、学識経験者、有識者により構成される審査委員会で決定されたものです。

### 平成27年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分）で 要件に該当するエネルギー多消費型設備の基準

設備名		更新・改造前設備の定格出力 (更新・改造対象設備群の定格出力合計)
大分類	中分類	
ボイラ	蒸気ボイラ、 温水ボイラ、給湯器、 熱媒ボイラ	定格熱出力 100kW以上
工業炉等	乾燥炉、脱臭装置、 焼却炉等を含む	定格バーナ出力 100kW以上
空調機/冷温水機	吸収式冷温水機、ガスエ ンジンヒートポンプエ アコン、温風暖房機	定格冷房能力 100kW以上 (暖房のみの設備は定格暖房能力)
自家発電設備	ガスエンジン、ガスター ビン、燃料電池	定格発電出力 9kW以上

※ ただし、容易に移動が可能な設備を除く。

※ 対象設備群について

出力の負荷対象が、同一の対象物又は同一の空間である設備（更新・改造前設備で判断）については、1基であるか複数基であるかを問わず、定格出力の合計値が上記基準を満たしている場合、エネルギー多消費型設備と見なします。

パターンⅠ 出力媒体が、同一の配管・ヘッダー・ダクト等を経由するもの

- ・例① 同一のヘッダーに蒸気配管を接続している複数台の蒸気ボイラ
- ・例② 同一の冷媒配管を通して室内機につながっているガスエンジンヒートポンプエアコン

パターンⅡ 一連の作業工程上の加熱・冷却等であるもの

- ・例① 一連の搬送設備上で対象物を処理する複数台の加熱炉

パターンⅢ 同一の空間を加熱・冷却等するもの

- ・例① 同一の外壁で囲まれた1棟の建物内部を冷房するために設置した複数台の空調機

(別紙②)

### 高効率設備の基準について

補助事業の要件のひとつに「対象設備が、更新または改造前より5%以上の省エネルギーが図られること、または高効率設備の基準に該当すること。」との項目がありますが、下表が高効率設備の基準を定めたものです。なおこの基準は、学識経験者、有識者により構成される審査委員会にて決定されたものです。

#### 平成27年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分）で 要件に該当する高効率設備の基準

大分類	中分類	小分類	基準	備考
ボイラ	蒸気ボイラ	炉筒煙管ボイラ	ボイラ効率 92%以上	効率はメーカー仕様書による。 低位発熱量基準 定格運転時 (定常定格燃焼時)
		水管ボイラ	ボイラ効率 92%以上	
		貫流ボイラ 換算蒸発量 0.5t/h 以上	ボイラ効率 96%以上	
		貫流ボイラ 換算蒸発量 0.5t/h 未満	ボイラ効率 90%以上	
	温水ボイラ・ 給湯器		ボイラ効率 89%以上	効率はメーカー仕様書による。 低位発熱量基準 定格運転時 (定常定格燃焼時)
	熱媒ボイラ		ボイラ効率 84%以上	効率はメーカー仕様書による。 低位発熱量基準 定格運転時 (定常定格燃焼時)

大分類	基準
工業炉等 (基準の何れかを満たすもの)	<b>【廃熱回収式燃焼装置を設置した炉】</b> 燃焼排ガス量の75パーセント以上を回収し、蓄熱式熱交換装置により燃焼用空気を予熱する機構を有する燃焼装置を設置するもの
	<b>【断熱強化型の炉】</b> 炉内温度が500度以上の工業炉のうち、新たに炉床から建設するもので、炉底部を除く炉内部壁の面積の80パーセント以上の部分が断熱物質(かさ比重の加重平均値が0.60以下のもの)に限る。)によって構成されているもの



※高効率設備として申請する場合は、「高効率設備導入に関する能力証明書」を添付。(P.44 別紙⑬)

大分類	中分類	基準	備考
空調機／ 冷温水機	吸収式冷温水機 (冷房能力) 352kW 未満	冷房成績係数(COP) 1.10 以上	COP：メーカー仕様書の値又は、冷房能力 (kW)/冷房時燃料消費量(kW)で求 める値、高位発熱量基準
	吸収式冷温水機 (冷房能力) 352kW 以上	冷房成績係数(COP) 1.25 以上	COP：メーカー仕様書の値又は、冷房能力 (kW)/冷房時燃料消費量(kW)で求 める値、高位発熱量基準
	ガスエンジンヒ ートポンプエア コン	冷房成績係数(COP) 1.25 以上 又は 通年エネルギー消費効率 (APF) 1.9 以上	COP：冷房能力(kW)/冷房時燃料消費量 (kW)、高位発熱量基準 APF：JIS B 8627-1:2006 に基づく値であ って、メーカー仕様書による

大分類	中分類	基準	備考
自家発電設備 (コージェネレ ーションシステ ム含む)	ガスエン ジン	以下の発電効率を満たすもの。 発電効率：30%以上	ただし、更新前設備 が自家発電設備であ ること。 発電効率はメーカー仕 様書による。 低位発熱量基準
	ガスター ビン	以下の発電効率を満たすもの。 発電効率：23%以上	
	燃料電池	全てを高効率設備とする。	

※ 高効率設備について

高効率設備の判定は、更新・改造後で判断します。

また、高効率設備に該当する設備を導入する場合でも、更新・改造前設備に対し下回らない効率であることが必要です。機器仕様書又は計算シート①(省エネルギー率計算用)により判定を行って下さい。(P.35 別紙⑦参照)

(別紙③)

### 省エネルギー性の評価について

#### 1. 交付申請書における更新・改造前後の設備性能評価方法について

【更新後設備としてメーカー標準品を設置する場合】

	評価するもの		省エネルギー性の計算根拠
	更新前設備	更新後設備※1	
方法①	仕様値※2	仕様値※2	更新前後の設備仕様値(定格)
方法②	実測データ (定格ベース)	仕様値※2	更新前の設備実測データ(定格)、および、更新後の設備仕様値(定格)
方法③	実測データ (部分負荷ベース)	想定仕様値※3 (部分負荷ベース)	更新前の設備実測データ、および、更新後の想定仕様値(同一負荷、同一条件であることが必要) ただし、実測データにおいて、同等部分負荷時の仕様値(新品同型機のメーカー実測データ、メーカー発行の保証書の添付が必要)がある場合、これを用いることを可能とする。

【更新後設備として特注品を設置する場合、または、設備改造を行う場合】

	評価するもの		省エネルギー性の計算根拠
	更新・改造前設備	更新・改造後設備※1	
方法④	仕様値※2	仕様値※4	更新・改造前後の設備仕様値(定格)
方法⑤	実測データ (定格ベース)	仕様値※4	更新・改造前の設備実測データ(定格)、および、更新・改造後の設備仕様値(定格)
方法⑥	実測データ (部分負荷ベース)	想定仕様値※3※4 (部分負荷ベース)	更新前の設備実測データ、および、更新後の想定仕様値(同一負荷、同一条件であることが必要)

※1 更新・改造後設備は、費用対効果等の申請書記載の数値、および、申請書記載の機能・能力・効率等を遵守した設備を採用すること。

※2 仕様値は仕様書による値の他、カタログに記載の値を用いることも可能とする。

※3 完了1年後報告時には必ず実測データが必要となる。妥当な数値を設定すること。

※4 実績報告時には必ず実測データが必要となる。妥当な数値を設定すること。

2. 省エネルギー性の検証について(各判断時期に必要なとなるデータ)

判断時期	データ種類	提出データ（前掲方法6種に該当）						備考
		①	②	③	④	⑤	⑥	
申請時	仕様	○	○	○	○	○	○	
	実測(定格)		○			○		
	実測(部分負荷)			○			○	
実績報告時	仕様	○	○	○	○	○	○	申請書記載の設備仕様、および、交付決定通知書の交付条件を満たしていない場合は補助金の交付を行わない。(取り下げ)
	実測(定格)				○	○		
	実測(部分負荷)			○			○	申請時に設定した条件で運用ができない(省エネ・省CO2率が達成できない)場合は補助金の交付を行わない。(取り下げ)。
完了1年後	燃料使用量 データ	○	○	○	○	○	○	想定原油換算量を5%以上上回った場合は理由書を提出すること。
	実測(部分負荷)			○			○	本補助事業で設置した設備の実際の運転状態を測定したデータを提出すること。(部分負荷仕様値による代用は不可) 著しく悪い場合は改善指導を行う。設備改造等実施の後、再度実測データを提出すること。

※省エネ評価方法③において、同等部分負荷時の仕様値(新品同型機のメーカー実測データ、メーカー発行の保証書の添付が必要)がある場合、これを実測データとして用いることを可能とする。(完了1年後報告を除く)

3. 実測データによる申請における条件について

項目	内容
対象設備	補助対象となるすべての設備
測定方法	J I Sに規定された測定方法に準じた方法により、燃料消費量・機器出力・機器効率等、申請または検証に必要な値を測定すること。 (J I S 熱勘定方式通則 Z 9202を参考にすること)
測定条件	申請時に測定条件を設定し、以後の測定は設定した同一条件で測定すること。(設定条件は、定格による定常運転、または、実情にあった条件を設定すること)
測定者	申請者以外の第3者によって測定すること
データ提出方法	測定者によってデータ収集・解析された、申請または検証に必要なデータ、および、測定時の測定条件の記録(設定した測定条件が満たされていることが分かるもの)について、測定者の職責管理上責任者が捺印し、提出すること
測定時期	平成27年4月1日以降に測定したデータ (メーカー保証付きの同型機実測データについては測定時期の指定を行わない)

※実測データを用いる際には、事前に日団協と測定項目及び測定方法について調整を実施すること。

4. 実測データ測定時の費用について

当該費用については、申請費用には含むことが出来ないものとする。(補助事業外)

(別紙④)

(様式第1)

受理番号	番号
	111AAA222
	申請日(記入日)
	平成 27 年 5 月 31 日

←日本LPガス団体協議会で記入

申請者の社内上申番号を記入(空欄可)

平成27年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金(民間団体等分)  
(LPガス分) 交付申請書

日本LPガス団体協議会  
会長 殿

エネルギー使用合理化事業者支援補助金(民間団体等分)(LPガス分) 業務方法書第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 申請者<sup>※1</sup>

法人名	フリガナ トラノモンコウギョウカブシキガイシャ 漢字 虎ノ門工業株式会社	印	
代表者名	フリガナ トラノモン イチロウ 漢字 虎ノ門 一郎	代表者印	
役職	代表取締役 社長		
住所	郵便番号 105-0001 東京都港区虎ノ門2-5-5		
電話番号	03-5510-7XXX	FAX番号	03-5511-1YYY
業種 <sup>※2</sup>	E22 鉄鋼業		
資本金	10 百万円	従業員数	50 人
補助事業の対象となる設備に対する申請者の役割	所有者 ・ 使用者		

P48別紙⑩を参照

※1 申請者が複数の場合は、全ての申請者について記入のうえ押印すること。ただし、補助対象設備を所有する予定の申請者を筆頭に記入することとし、複数の申請者が補助対象設備を申請する場合は補助金交付申請金額が多い申請者を先に記入すること。

※2 業種は、日本標準産業分類における中分類(別途指定される中分類)まで記入すること。申請者が複数の場合は必ず記入

該当する項目にマーク  
所有者兼使用者の場合は両項目にマーク

2. 補助事業の担当窓口<sup>※3</sup>

法人名	フリガナ トラノモンコウギョウカブシキガイシャ 漢字 虎ノ門工業株式会社	印	
部署名	フリガナ カントウコウジョウ コウムブ 漢字 関東工場 工務部	社印	
担当者名	フリガナ トラノモン サプロウ 漢字 虎ノ門 三郎		
住所	郵便番号 105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1X	書類の内容確認や交付決定通知書等の書類送付の際には担当窓口様宛に送付しますので、実際に実務をご担当される方を窓口として選任して下さい	
電話番号	03-5157-97XX	FAX番号	03-5157-97YY
E-mailアドレス	saburo@toranomou-kougyo.co.jp		

※3 申請者が単独で、申請者と補助事業の担当窓口が同じ場合はE-mailアドレスのみ記入すること。申請者が複数の場合は、全ての申請者の担当窓口について記入のうえ押印すること。

3. 設備の所在地<sup>※4</sup>

法人名	フリガナ	トラノモンコウギョウカブシキガイシャ		印
	漢字	虎ノ門工業株式会社		
代表者名	フリガナ	トラノモン ジロウ		社印
	漢字	虎ノ門 二郎		
役職	関東工場 工場長			
住所	郵便番号	105-0001		
	東京都港区虎ノ門1-14-1X			
電話番号	03-5157-97XX	FAX番号	03-5157-97YY	

申請者が複数の場合は必ず記入

※4 申請者が単独で設備の所在地と同じ場合は記入不要。

4. 更新・改造後使用燃料の供給事業者

法人名	フリガナ	ミナトガスカブシキガイシャ		印
	漢字	港ガス株式会社		
部署名	フリガナ	サンギョウエイギョウブ		社印
	漢字	産業営業部		
担当者名	フリガナ	ミナト シロウ		
	漢字	港 四郎		
役職	課長			
住所	郵便番号	105-0003		
	東京都港区西新橋1-2-X			
電話番号	03-1234-567X	FAX番号	03-1234-890X	
E-mailアドレス	s_minato@minatogas.co.jp			

供給事業者が決定していない場合は、未定と記入

更新・改造後使用燃料の供給事業者の担当窓口を記入

5. 補助事業の概要

更新・改造前後の燃焼設備の種類と能力	
更新(改造)前設備	蒸気ボイラ 2t/h×1台(熱出力1,250kW×1=1,250kW)
更新(改造)後設備	蒸気ボイラ 2t/h×1台(熱出力1,250kW×1=1,250kW)
付帯設備の補助対象範囲	
撤去	A重油サービスタンク、A重油地下タンク(廃止・砂埋め)、A重油配管
更新	軟水装置、薬注装置、給水タンク、給水配管、蒸気配管
新設	専用ガス計測装置、ガス配管
設備の用途	洗浄槽の加熱および空調用
支払い方法	該当する項目にマーク
設備使用者の計画	金融機関振込 ・ リース ・ 賃貸 ・ エネルギーサービス(含むESCO) ・ 支払い委託(金融機関名称: )
共同申請情報	共同申請の場合、関係につき記載のこと
その他特記事項	その他特記事項があれば記載のこと
中小企業優遇による申請	該当する <sup>※5,6</sup> ・ 該当しない
次世代エネルギー・社会システム実証地域優遇による申請	該当する <sup>※6</sup> ・ 該当しない

※5 該当条件は、設備の使用者が中小企業基本法に定める中小企業であること。  
 ※6 該当する場合は証明する資料を添付すること。

6. 設備詳細

〈ボイラ〉<sup>※7</sup>

更新・改造前設備				更新・改造後設備				
設備名称	燃料消費量 (kg/h)	定格熱出力 (kW)	台数	設備名称	燃料消費量 (kg/h)	定格熱出力 (kW)	効率 (%)	台数
蒸気貫流ボイラ	135.8	1,250	1	蒸気貫流ボイラ	100.6	1,250	98	1

省エネ評価データ	省エネルギー率
(更新前→更新後)	7.3 % (定格 部分負荷) で算定
メーカー標準品	5%以上の省エネ ・ 高効率設備の採用
特機or改造	
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	

※7 対象設備の申請時評価方法に該当するものをマーク(P.24別紙③を参照)  
 ※7 省エネ率が5%未満で、高効率設備に該当する場合のみ、こちらをマーク  
 ※7 該当する項目のいずれか一方にマーク  
 ※7 省エネ率が5%未満で、高効率設備に該当する場合のみ、こちらをマーク

〈工業炉〉 ※7

更新・改造前設備					更新・改造後設備				
設備名称	燃料消費量 ( l/h )	定格出力 ( )	台数	エネルギー多消費型設備	設備名称	燃料消費量 ( kg/h )	定格出力 ( )	高効率設備の導入 について	台数
								廃熱回収・断熱強化・無し	
								廃熱回収・断熱強化・無し	
								廃熱回収・断熱強化・無し	
								廃熱回収・断熱強化・無し	

申請要件に該当することを証明するため、設備群毎に作成する

高効率設備であることを証明するため、メーカーの能力証明書を提出すること (P.44・45別紙⑬を参照)

※ 「燃料消費量」および「定格出力」は設備の定格値を記載すること。

※ 必要に応じ、適した単位に修正すること。

省エネ評価データ			省エネルギー率	
(更新前→更新後)	メーカー標準品	特機or改造	% ( 定格・部分負荷 ) で算定  5%以上の省エネ ・ 高効率設備の採用	
定格仕様→定格仕様	①	④		
定格実測→定格仕様	②	⑤		
部分実測→部分想定	③	⑥		

〈空調／冷温水機〉 ※7

更新・改造前設備					更新・改造後設備				
設備名称	燃料消費量 ( l/h )	定格熱出力 ( kW )	台数	エネルギー多消費型設備	設備名称	燃料消費量 ( kg/h )	定格熱出力 ( kW )	COP APF	台数

申請要件に該当することを証明するため、設備群毎に作成する

該当する項目のいずれか一方にマーク

※ 「燃料消費量」および「定格熱出力」は設備の冷房時の定格値を記載すること。

※ 必要に応じ、適した単位に修正すること。

省エネ評価データ			省エネルギー率	
(更新前→更新後)	メーカー標準品	特機or改造	% ( 定格・部分負荷 ) で算定  5%以上の省エネ ・ 高効率設備の採用	
定格仕様→定格仕様	①	④		
定格実測→定格仕様	②	⑤		
部分実測→部分想定	③	⑥		

〈自家発電設備〉 ※7

更新・改造前設備					更新・改造後設備						
設備名称	燃料消費量 ( l/h )	定格発電出力 ( kW )	廃熱回収量 ( kW )	台数	エネルギー多消費型設備	設備名称	燃料消費量 ( kg/h )	定格発電出力 ( kW )	廃熱回収量 ( kW )	発電効率 ( % )	台数

申請要件に該当することを証明するため、設備群毎に作成する

※ 「燃料消費量」および「定格発電出力」および「廃熱回収量」は設備の定格値を記載すること。

※ 必要に応じ、適した単位に修正すること。

省エネ評価データ			省エネルギー率	
(更新前→更新後)	メーカー標準品	特機or改造	% ( 定格・部分負荷 ) で算定  5%以上の省エネ ・ 高効率設備の採用	
定格仕様→定格仕様	①	④		
定格実測→定格仕様	②	⑤		
部分実測→部分想定	③	⑥		

7. 更新・改造前使用燃料

燃料種別 (いずれかに○をつける)	1. 石炭	2. コークス	3. A重油	4. B重油
	5. C重油	6. 軽油	7. 灯油	8. L P G
実消費量は・原油換算消費量・CO2排出量は、小数点以下2桁目を四捨五入、小数点以下1桁目まで記入		液化天然都市ガス	該当する項目にマーク	天然ガス
消費量実績 [kl/年][t/年][千Nm <sup>3</sup> ] <sup>※8</sup>		実消費量	300.0	kl/年
		原油換算消費量	302.6	kl/年
CO2排出量			812.9	t-CO2/年
成分[wt%] <sup>※9</sup>	計算シート②の計算結果を転記する (P.37別紙⑧を参照)		2. H ( )	3. O ( )
			5. S ( )	6. その他 ( )
比重 <sup>※9</sup>	各数値は(P.46別紙⑩を参照) 該当するものが無いときは実使用燃料の値を記入する			
高位発熱量 [GJ/kl][GJ/t][GJ/千Nm <sup>3</sup> ]			39.1	GJ/kl
低位発熱量 [GJ/kl][GJ/t][GJ/千Nm <sup>3</sup> ]			36.6	GJ/kl
炭素換算係数			0.0189	tC/GJ

※8 直近1カ年の消費量実績。使用量が特定できない場合は時間当たり設備燃料使用量等から推定し、その推定根拠を添付すること。適する単位を選択し、記入すること。

※9 実消費量換算に必要な場合、または、燃料種別が「その他」の場合に記入すること。

8. 更新・改造後使用燃料：L P ガス

計算シート②の計算結果を転記する (P.37別紙⑧を参照)	
想定原油換算消費量 <sup>※10</sup>	291.3 kl/年
想定CO2排出量 <sup>※10</sup>	666.5 t-CO2/年
高位発熱量	50.8 GJ/t
低位発熱量	45.8 GJ/t
炭素換算係数	0.0161 tC/GJ

※10 想定原油換算消費量、想定CO2排出量は必ず記入し、算出根拠を説明する資料を添付すること



9. 対象設備配置図、システム図

更新・改造前対象設備	更新・改造後対象設備
別添の「更新・改造前対象設備配置図、システム図」による <sup>※11</sup>	別添の「更新・改造後対象設備配置図、システム図」による <sup>※12</sup>

- ※11 「更新・改造前対象設備配置図、システム図」については設置状態を示す写真も添付すること。  
 ※12 「更新・改造後対象設備配置図、システム図」については敷地内ガス配管の平面図も添付すること。平面図内に口径、延長等を明記することとし、分岐がある場合はその箇所も明記すること。複数の申請者に所有区分が分かれる場合は、区分が分かるように明記すること。

10. 補助金交付申請額<sup>※13</sup> 11. の合計額と同一の額

補助事業に要する経費	11,300,000 円
補助対象経費	10,100,000 円
補助金交付申請額	3,366,666 円

- ※13 申請者が複数  
 補助事業に要する経費のうち、補助対象外の経費を除外した金額を記入。見積書は対象範囲・対象外範囲の内訳がわかるものとし、経費の区分等が分かりにくい場合は注釈をつける。更新前設備との比較で能力増加の場合は、按分減額の対象となります。具体的な減額方法は日団協にお問い合わせください
- 「補助対象経費」×「補助率」の金額を記入。但し、1円未満は切り捨てとする

11. 補助事業に要する経費、補助対象経費、補助率、補助金交付申請額並びに区分の配分<sup>※14</sup>

区分	補助事業に要する経費 <sup>※15</sup>	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設計費	300,000 円	300,000 円	1/3	100,000 円
II. 既存設備撤去費	500,000 円	500,000 円	1/3	166,666 円
III. 新規設備機器費	6,000,000 円	6,000,000 円	1/3	2,000,000 円
IV. 新規設備設置工事費	2,000,000 円	1,500,000 円	1/3	500,000 円
V. 供給・配管設備費	2,500,000 円	1,800,000 円	1/3	600,000 円
合計	11,300,000 円	10,100,000 円		3,366,666 円

- ※14 申請者が複数の場合、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること  
 ※15 見積書の写しを添付すること。（上記金額根拠が明確に分かるように別途注釈をつけること。）

12. 資金調達計画（補助事業に要する経費）<sup>※16</sup> 消費税等は補助対象外のため、金額は税抜きで記入する

調達先	補助金	自己資金	借入金	合計
調達金額	3,366,666 円	7,933,334 円	0 円	11,300,000 円

- ※16 申請者が複数の場合は空欄とし、申請者ごとの計画が分かる書類を添付すること

13. 原油換算燃料削減量、省エネルギー率、投資回収年

計算シート②の計算結果を転記する  
(P.37別紙⑧を参照)

原油換算燃料削減量	11.4 kl/年
省エネルギー率	7.3 %
投資回収年※17	13.1 年 ≥ 4年

計算シート②で100年以上となった  
場合や、エラー表示となった場合は  
100.0と記入する

※17 業務方法書 [別表1] を参照

計算シート②で計算結果を転記する  
(P.37別紙⑧を参照)

14. 二酸化炭素排出削減量、省CO2率、費用対効果

二酸化炭素排出削減量	146.4 ▲t-CO2/年
省CO2率	18.0 % ≥ 12%
費用対効果※18	23.0 千円/▲t-CO2

※18 (補助金交付申請額/二酸化炭素排出削減量) を記入すること。

100.0未満でなければ申請できません

15. 補助事業の開始及び完了予定日※19

開始予定日	平成 27 年 8 月 12 日	完了予定日	平成 28 年 1 月 29 日
-------	------------------	-------	------------------

※19 詳細スケジュールを添付すること。

開始予定日は最初の工事等の契約予定日、  
完了予定日は最終の支払い完了予定日を記入

16. 確認事項 (有、無のいずれかに○を記載)

(1) 他の補助金との重複 本事業に関し、他の補助金を重複して受けている。	該当する項目にマーク 有 ・ 無
(2) 本事業に関し、子会社・関連会社の使用の有無 本事業に関し「出資比率15%以上の会社」を、工事請負契約者 または資材購買契約者の対象として考えている。	該当する項目にマーク 有 ・ 無

\* 本申請書に記載された個人情報は、日本LPガス団体協議会の個人情報保護方針に基づき取り扱いを致します。  
(<http://www.nichidankyo.gr.jp/guide/privacy.html>参照)

(別紙⑤)

### 補助事業に要する経費等の申請者別内訳について(例)

合計

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設 計 費	300,000 円	300,000 円	1/3	100,000 円
II. 既存設備撤去費	500,000 円	500,000 円	1/3	166,666 円
III. 新規設備機器費	6,000,000 円	6,000,000 円	1/3	2,000,000 円
IV. 新規設備設置工事費	2,000,000 円	1,500,000 円	1/3	500,000 円
V. 供給・配管設備費	2,500,000 円	1,800,000 円	1/3	600,000 円
合 計	11,300,000 円	10,100,000 円		3,366,666 円

消費税等は補助対象外のため  
金額は税抜き金額を記入する

〇〇リース株式会社

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設 計 費	300,000 円	300,000 円	1/3	100,000 円
II. 既存設備撤去費	500,000 円	500,000 円	1/3	166,666 円
III. 新規設備機器費	6,000,000 円	6,000,000 円	1/3	2,000,000 円
IV. 新規設備設置工事費	2,000,000 円	1,500,000 円	1/3	500,000 円
V. 供給・配管設備費	2,500,000 円	1,800,000 円	1/3	600,000 円
合 計	11,300,000 円	10,100,000 円		3,366,666 円

※「補助対象経費」×「補助率」の金額を記入。但し、1円未満は切り捨てとする。

△△△△株式会社

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設 計 費	0 円	0 円	1/3	0 円
II. 既存設備撤去費	0 円	0 円	1/3	0 円
III. 新規設備機器費	0 円	0 円	1/3	0 円
IV. 新規設備設置工事費	0 円	0 円	1/3	0 円
V. 供給・配管設備費	0 円	0 円	1/3	0 円
合 計	0 円	0 円		0 円

(別紙⑥)

### 申請者別の資金調達計画について(例)

申請者が複数の場合、下記を参考に記入。但しこの場合、様式第1 12. 資金調達計画(補助事業に要する経費)の金額欄は空欄とし、記入しないこと。

〇〇リース株式会社

調達先	補助金	自己資金	借入金	合計
調達金額	3,366,666 円	7,933,334 円	0 円	11,300,000 円

△△△△株式会社

調達先	補助金	自己資金	借入金	合計
調達金額	0 円	0 円	0 円	0 円

(別紙⑦)

【計算シート①】(省エネルギー率計算用) (記入例)

○注意事項

- ①水色のセルに入力。
- ②省エネ率算定に用いる単位発熱量値は、日団協が定める燃料種別低位発熱量、または、実使用燃料の低位発熱量の値を使用すること。実使用燃料の値を使用する場合は燃料供給会社の証明書を添付すること。
- ③省エネルギー率算定に用いる単位発熱量の値は、低位発熱量基準とする。ただし、「空調・冷温水機」の省エネルギー率算定に用いる単位発熱量の値は、高位発熱量基準とする。
- ④CO2発生量算定に用いる炭素係数の値は、高位発熱量基準とし、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」における係数を用いること。ただし、ボイラを自家発電設備に更新する場合の購入電力の炭素係数は、国内排出削減量認証制度に定める購入電力の限界電源炭素排出係数を用いる。
- ⑤更新前後の機器種別が異なる場合は、更新前設備を基準として記載すること。

6. 設備詳細

カタログ等の低位発熱量が日団協の定める単位発熱量(低位基準)②と異なる場合は、『燃料消費量(使用量)の補正計算方式』で算出した補正後の数値を入力

「定格」or「部分負荷」を明示する

カタログ等の低位発熱量が日団協の定める単位発熱量(低位基準)②と異なる場合は、『燃料消費量(使用量)の補正計算方式』で算出した補正後の数値を入力

※この群は( **定格基準**・部分負荷基準 )で記入する。

更新・改造前											
設備名	燃料種	単位出力あたりの燃料消費量									
		燃料消費量 ①	[単位]	単位発熱量 (低位基準) ②	[単位]	燃料消費量 (MJ/h) ①×②=③	熱出力 (kW) ④	台数 ⑤	燃料消費量 合計 (MJ/h) ③×⑤=⑥	熱出力合計 (kW) ④×⑤=⑦	⑥/⑦=⑧
蒸気貫流ボイラ	A重油	135.8	l/h	36.6	GJ/kl	4,970.3	1,250.0	1	4,970.3	1,250.0	3.976
				0		0.0			0.0	0.0	
				0		0.0			0.0	0.0	
				0		0.0			0.0	0.0	
				0		0.0			0.0	0.0	
合計						4,970.3		1	4,970.3	1,250.0	3.976

※ 必要に応じ、適した単位に修正すること。

省エネルギー率  $\frac{(a - b)}{a} \times 100 = 7.3\% \geq 5\%$

・省エネルギー率が5%未満になった場合は、更新後設備が高効率設備の基準に該当しなければなりません

燃料種で「その他」を選択した場合は発熱量等記入が必要(証明書必要)

「入力・選択」以外の項目は自動で計算します

単位が異なる場合は適する単位に変更する。

※この群は( **定格基準**・部分負荷基準 )で記入する。

更新・改造前											
設備名	燃料種	単位出力(単位生産量)あたりの燃料消費量									
		燃料消費量 ①	[単位]	単位発熱量 (低位基準) ②	[単位]	燃料消費量 (MJ/h) ①×②=③	出力※1 (t/バッチ) ④	台数 ⑤	燃料消費量 合計 (MJ/h) ③×⑤=⑥	出力合計※1 (t/h) ④×⑤=⑦	⑥/⑦=⑧
熱処理炉	A重油	47.0	l/バッチ	36.6	GJ/kl	1,720.2	2.0	1	1,720.2	2.0	860.100
				0		0.0			0.0	0.0	
				0		0.0			0.0	0.0	
				0		0.0			0.0	0.0	
				0		0.0			0.0	0.0	
合計						1,720.2		1	1,720.2	2.0	860.100

※ 必要に応じ、適した単位に修正すること。

※1 単位時間当たりでは適切に表現できない

たり、生産量当り表現すること。

仕様書等の低位発熱量が日団協の定める単位発熱量(低位基準)②と異なる場合は、『燃料消費量(使用量)の補正計算方式』で算出した補正後の数値を入力

単位が異なる場合は適する単位に変更する。

・重油焼き工業炉 2t/バッチ × 1基 をLPガス焼き工業炉 2t/バッチ × 1基に改造した場合。  
・更新後設備は高効率機器ではないが、5%以上の効率向上であり、補助対象となる。

※この群は( **定格基準**・部分負荷基準 )で記入する。

更新・改造前											
設備名	燃料種	単位出力あたりの燃料消費量※1									
		燃料消費量 ①	[単位]	単位発熱量 (高位基準) ②	[単位]	燃料消費量 (MJ/h) ①×②=③	冷房出力 (kW) ④	台数 ⑤	燃料消費量 合計 (MJ/h) ③×⑤=⑥	冷房出力 合計 (kW) ④×⑤=⑦	⑥/⑦=⑧
吸収式冷温水機	A重油	26.5	l/h	39.1	GJ/kl	1,036.2	352.0	1	1,036.2	352.0	2.944
				0		0.0			0.0	0.0	
				0		0.0			0.0	0.0	
				0		0.0			0.0	0.0	
				0		0.0			0.0	0.0	
合計						1,036.2		1	1,036.2	352.0	2.944

※ 必要に応じ、適した単位に修正すること

※1 燃料消費量については冷房時の値

省エネルギー率  $\frac{(a - b)}{a} \times 100 = 4.5\% \geq 5\%$

カタログ等の高位発熱量が日団協の定める単位発熱量(高位基準)②と異なる場合は、『燃料消費量(使用量)の補正計算方式』で算出した補正後の数値を入力

・重油焼き吸収式冷温水機 352kW × 1基 をLPガス焼きGHP56kW × 6基に更新した場合。  
・更新後設備は高効率機器であり、更新前設備の効率を下回らないため、補助対象となる。  
・更新前設備は 352kW(100USRT)であったが、更新後設備は合計 336kW と小さくなった。  
更新後設備は更新前設備の能力値以内であり、按分減額は無い。

更新・改造後

燃料種	単位出力あたりの燃料消費量									
	燃料消費量 (kg/h) ①	[単位]	単位発熱量 (低位基準) ②	[単位]	燃料消費量 (MJ/h) ①×②=③	熱出力 (kW) ④	台数 ⑤	燃料消費量 合計 (MJ/h) ③×⑤=⑥	熱出力合計 (kW) ④×⑤=⑦	⑥/⑦=⑧
LPG	100.6		45.8		4,607.5	1,250.0	1	4,607.5	1,250.0	3.686
					0.0			0.0	0.0	
					0.0			0.0	0.0	
					0.0			0.0	0.0	
					0.0			0.0	0.0	
合計					4,607.5		1	4,607.5	1,250.0	3.686

更新・改造後

燃料種	単位出力あたりの燃料消費量									
	燃料消費量 (kg/h) ①	[単位]	単位発熱量 (低位基準) ②	[単位]	燃料消費量 (MJ/h) ①×②=③	出力※1 (t/バッチ) ④	台数 ⑤	燃料消費量 合計 (MJ/h) ③×⑤=⑥	出力合計※1 (t/h) ④×⑤=⑦	⑥/⑦=⑧
LPG	35.0		45.8		1,603.0	2.0	1	1,603.0	2.0	801.500
					0.0			0.0	0.0	
					0.0			0.0	0.0	
					0.0			0.0	0.0	
					0.0			0.0	0.0	
合計					1,603.0		1	1,603.0	2.0	801.500

仕様書等の低位発熱量が日団協の定める単位発熱量(低位基準)②と異なる場合は、『燃料消費量(使用量)の補正計算方式』で算出した補正後の数値を入力

(別紙⑦)

【計算シート①】(省エネルギー率計算用) (記入例)

6. 設備詳細

○注意事項

- ①水色のセルに入力。
- ②省エネ率算定に用いる単位発熱量値は、日団協が定める燃料種別低位発熱量、または、実使用燃料の低位発熱量の値を使用すること。実使用燃料の値を使用する場合は燃料供給会社の証明書を添付すること。
- ③省エネルギー率算定に用いる単位発熱量の値は、低位発熱量基準とする。ただし、「空調・冷温水機」の省エネルギー率算定に用いる単位発熱量の値は、高位発熱量基準とする。
- ④CO2発生量算定に用いる炭素係数の値は、高位発熱量基準とし、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」における係数を用いること。  
ただし、ボイラを自家発電設備に更新する場合の購入電力の炭素係数は、国内排出削減量認証制度に定める購入電力の限界電源炭素排出係数を用いる。
- ⑤更新前後の機器種別が異なる場合は、更新前設備を基準として記載すること。

<自家発電設備>

※ この群は ( **定格基準** ・ 部分負荷基準 ) で記入する。

更新・改造前													
設備名	単位出力あたりの燃料消費量												
	燃料種	燃料消費量	[単位]	単位発熱量 (低位基準)	[単位]	燃料消費量 (MJ/h)	発電出力 (kW)	廃熱回収量 (kW)	台数	燃料消費量 合計 (MJ/h)	発電出力 合計 (kW)	廃熱回収量 合計 (kW)	
		①		②		①×②=③	④	⑤	⑥	③×⑥=⑦	④×⑥=⑧	⑤×⑥=⑨	⑦/(⑧+⑨) =⑩
タービン+排熱蒸気ボイラ	A重油	168.2	l/h	36.6	GJ/kl	6,156.1	295.0	754.8	1	6,156.1	295.0	754.8	5.864
				0		0.0				0.0	0.0	0.0	
				0		0.0				0.0	0.0	0.0	
				0		0.0				0.0	0.0	0.0	
				0		0.0				0.0	0.0	0.0	
合計	-	-	-	-	-	6,156.1	-		1	6,156.1	295.0	754.8	5.864

※ 必要に応じ、適した単位に修正すること。

省エネルギー率	$\frac{(a - b)}{a} \times 100 = 7.6\%$	$\geq 5\%$
---------	--	------------

- ・重油焼きタービン 295kW × 1基 をLPガス焼きタービン 50kW × 1基に更新した場合。
- ・更新後設備は高効率機器ではないが、排熱回収量を含め 5%以上の効率向上であり、補助対象となる。
- ・更新前設備は 295kWであったが、更新後設備は 50kW と小さくなった。更新後設備は更新前設備の能力値以内であり、按分減額はない。

更新・改造後													
燃料種	単位出力あたりの燃料消費量												
	燃料消費量 (kg/h)	単位発熱量 (GJ/t) (低位基準)	燃料消費量 (MJ/h)	発電出力 (kW)	廃熱回収量 (kW)	台数	燃料消費量 合計 (MJ/h)	発電出力 合計 (kW)	廃熱回収量 合計 (kW)	台数	燃料消費量 合計 (MJ/h)	発電出力 合計 (kW)	廃熱回収量 合計 (kW)
	①	②	①×②=③	④	⑤	⑥	③×⑥=⑦	④×⑥=⑧	⑤×⑥=⑨	⑦/(⑧+⑨) =⑩			
LPG	30.0	45.8	1,374.0	50.0	203.7	1	1,374.0	50.0	203.7	1	1,374.0	50.0	203.7
			0.0				0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0
			0.0				0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0
			0.0				0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0
			0.0				0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0
合計	-	-	1,374.0	-		1	1,374.0	50.0	203.7	1	1,374.0	50.0	203.7



(別紙⑧)

【計算シート②】(省CO2率、費用対効果計算用) (記入例)

- 7. 更新・改造前使用燃料
- 8. 更新・改造後使用燃料
- 13. 原油換算燃料削減量、省エネルギー率
- 14. 二酸化炭素排出削減量、省CO2率、費用対効果

各設備群の年間燃料消費量を入力する。(小数点以下1桁)

○注意事項

- ①水色のセルに入力。
- ②CO2発生量算定に用いる炭素係数の値は、高位発熱量基準とし、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」における係数を用いること。ただし、ボイラを自家発電設備に更新する場合の購入電力の炭素係数は、国内排出削減量認証制度に定める購入電力の限界電源炭素排出係数を用いる。
- ③更新前後の機器種別が異なる場合は、更新前設備を基準として記載すること

計算シート①で算出された省エネルギー率を入力する

〈ボイラ・工業炉・自家発電設備 記入用〉

区分	更新前燃料種	年間燃料実消費量※1		単位発熱量(低位基準)		単位発熱量(高位基準)		熱量換算燃料使用量 [GJ/年]	原油換算燃料消費量 [kl/年]	燃料種別炭素係数 [tC/GJ]	更新前CO2排出量 [t-CO2/年]	省エネルギー率 ※2 [%]	熱量換算燃料削減量 [GJ/年]	更新後燃料種	単位発熱量(低位基準)		単位発熱量(高位基準)		更新後想定ガス消費量 [t/年]
		① [単位]	[単位]	② [単位]	[単位]	③ [単位]	[単位]								⑪ [単位]	[単位]	⑫ [単位]	[単位]	
ボイラ	A重油	300.0	kl	36.6	GJ/kl	39.1	GJ/kl	10,980.0	302.6	0.0189	812.9	7.3%	801.5						222.2
工業炉				0		0		0.0	0.0	0	0.0		0.0	LPG	45.8	GJ/t	50.8	GJ/t	
自家発電設備				0		0		0.0	0.0	0	0.0		0.0						
小計	—	—	—	—	—	—	—	10,980.0	302.6	—	812.9	—	801.5	—	—	—	—	—	222.2

〈空調・冷温水機 記入用〉

区分	燃料種	年間燃料実消費量※1		単位発熱量(低位基準)		単位発熱量(高位基準)		熱量換算燃料使用量 [GJ/年]	原油換算燃料消費量 [kl/年]	燃料種別炭素係数 [tC/GJ]	更新前CO2排出量 [t-CO2/年]	省エネルギー率 ※2 [%]	熱量換算燃料削減量 [GJ/年]	更新後燃料種	単位発熱量(低位基準)		単位発熱量(高位基準)		更新後想定ガス消費量 [t/年]
		① [単位]	[単位]	② [単位]	[単位]	③ [単位]	[単位]								⑪ [単位]	[単位]	⑫ [単位]	[単位]	
空調・冷温水機				0		0		0.0	0.0	0	0.0		0.0	LPG	45.8	GJ/t	50.8	GJ/t	
小計	—	—	—	—	—	—	—	0.0	0.0	—	0.0	—	0.0	—	—	—	—	—	0.0

合計	—	—	—	—	—	—	—	10,980.0	302.6	—	812.9	—	801.5	—	—	—	—	—	222.2
----	---	---	---	---	---	---	---	----------	-------	---	-------	---	-------	---	---	---	---	---	-------

※1 機器毎への按分根拠を添付すること。

※2 計算シート①で算出した省エネルギー率を用いること。

更新・改造前 原油換算消費量	b	=	302.6	kl/年
更新・改造前 CO2排出量	c	=	812.9	t-CO2/年
更新・改造後 想定原油換算消費量	e × 50.8 × 0.0258	= f	291.3	kl/年
更新・改造後 想定CO2排出量	e × 50.8 × 0.0161 × 44/12	= g	666.5	t-CO2/年
原油換算燃料削減量	b - f	= h	11.4	kl/年
省エネルギー率(申請全体)	d ÷ a × 100	=	7.3	%
投資回収年	補助対象経費 10,100,000 [円] ÷ h × 68,000 [円/kl]	=	13.1	年
二酸化炭素排出削減量	c - g	= i	146.4	t-CO2/年
省CO2率	i ÷ c × 100	=	18.0	%
費用対効果	補助金交付申請額 3,366,666 [円] ÷ 1,000 ÷ i	=	23.0	千円/▲t-CO2

※3 更新前後の燃料種の違いと高位発熱量・低位発熱量の関係でマイナス数値になる場合があります

※4 原油換算燃料削減が無い場合は、hの数値はゼロとします  
 ※5 財務省貿易統計2013年1月～2014年12月の平均値

※6 費用対効果の数値が100.0未満でなければ申請することができません

(別紙⑨)

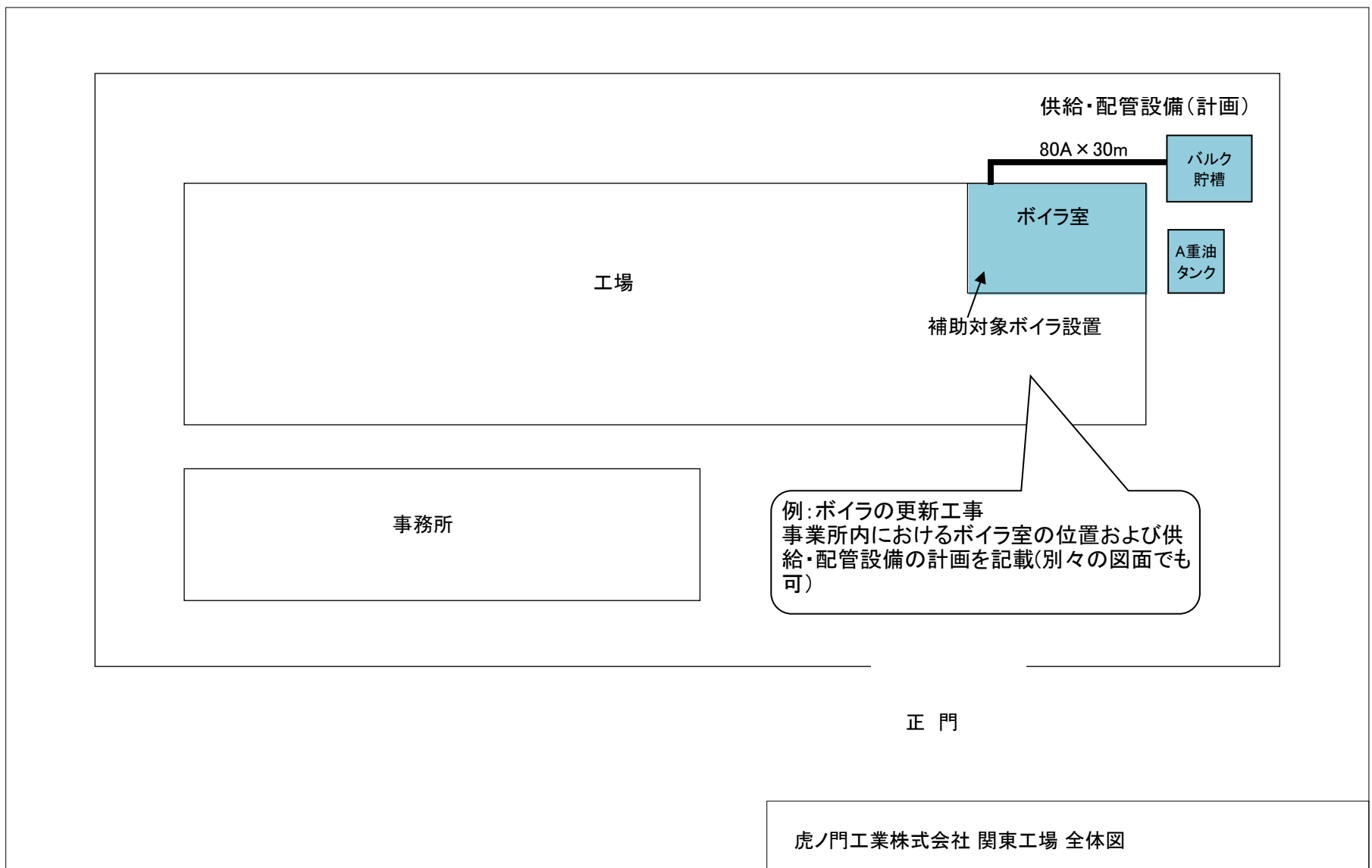
「更新・改造前、更新・改造後設備に関する配置図・システム図」について

以下の内容がわかる図を添付すること。(図面の枚数は必要に応じて)

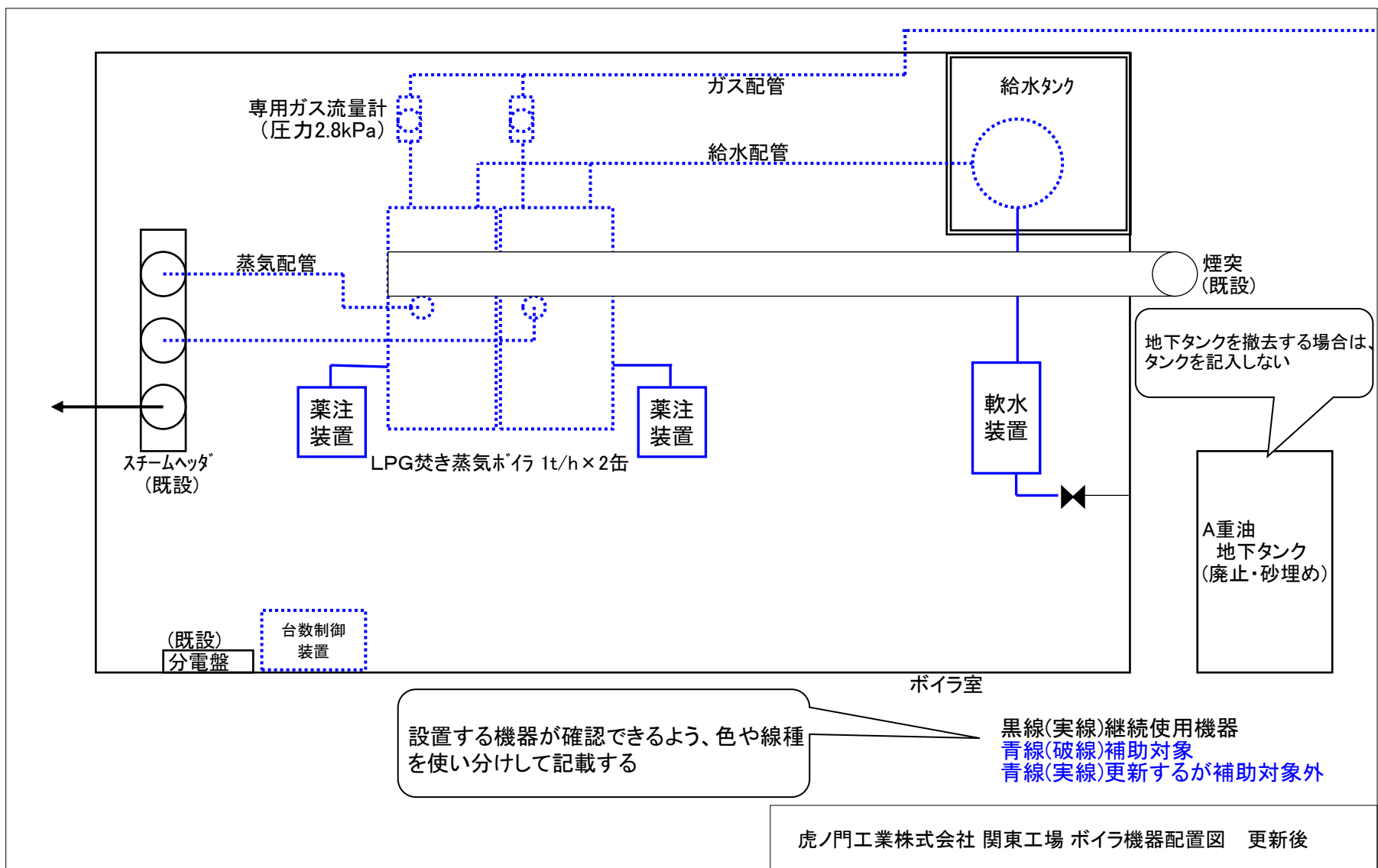
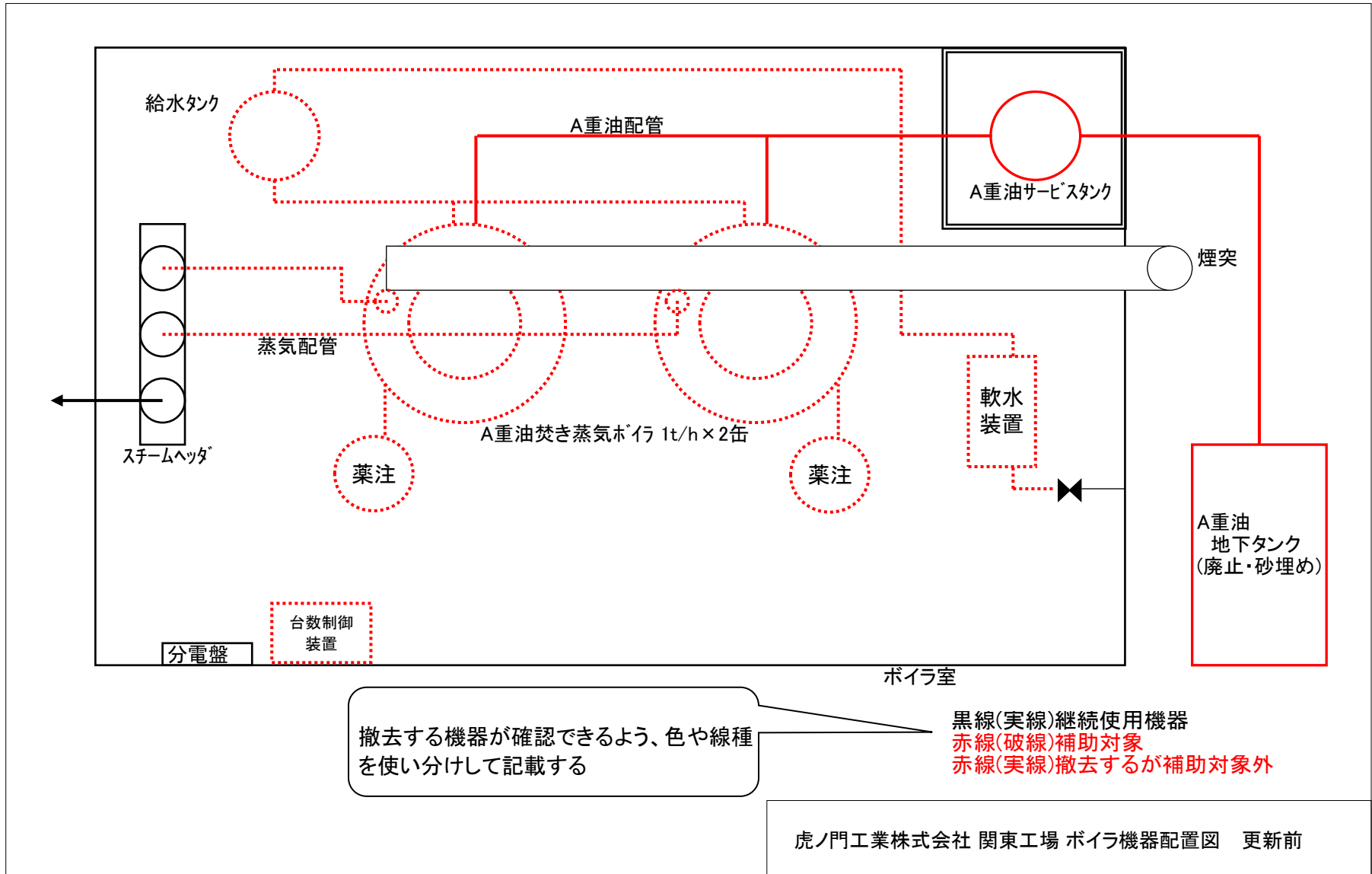
全ての図において補助対象範囲を色分けや線種等で明示すること。

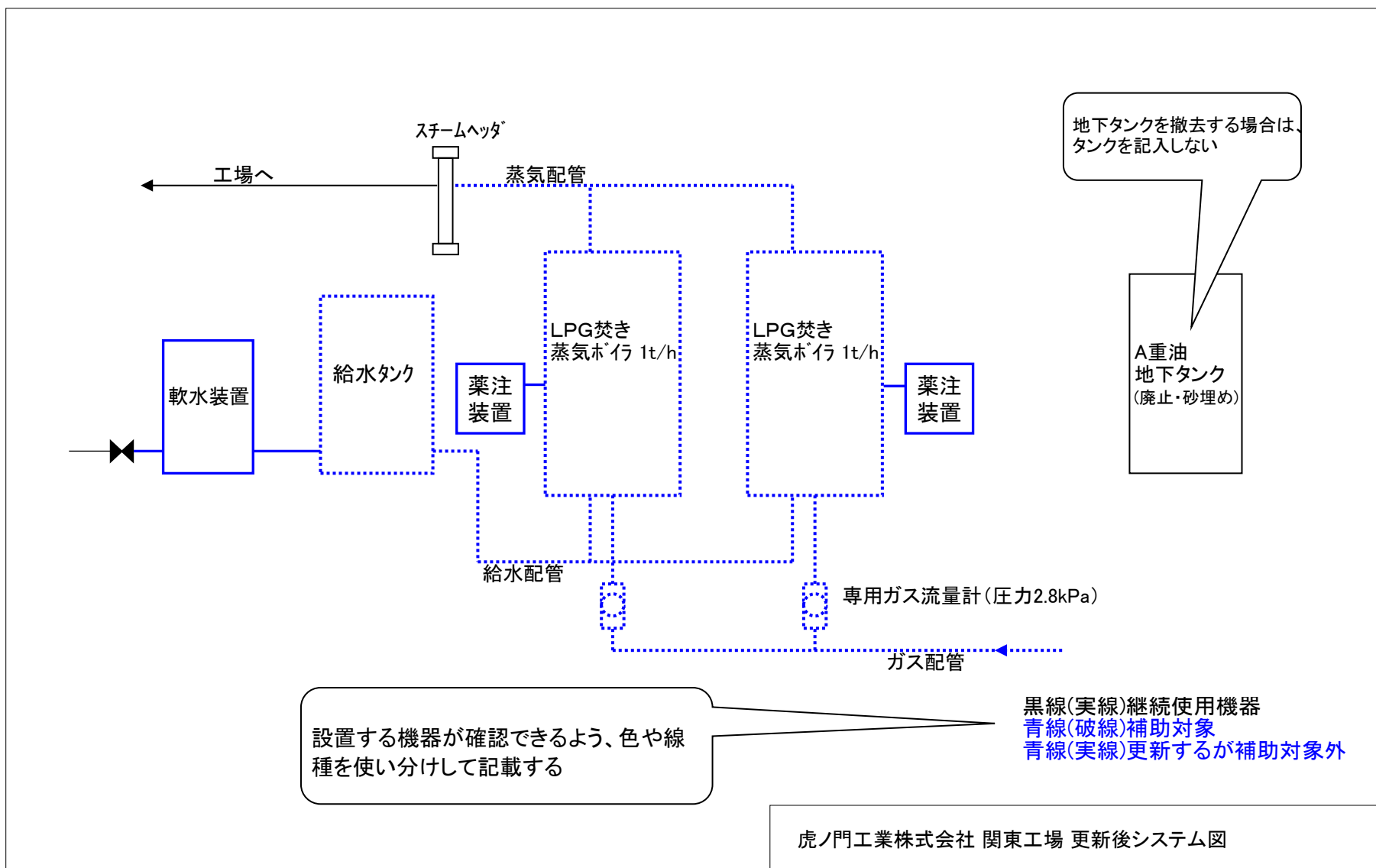
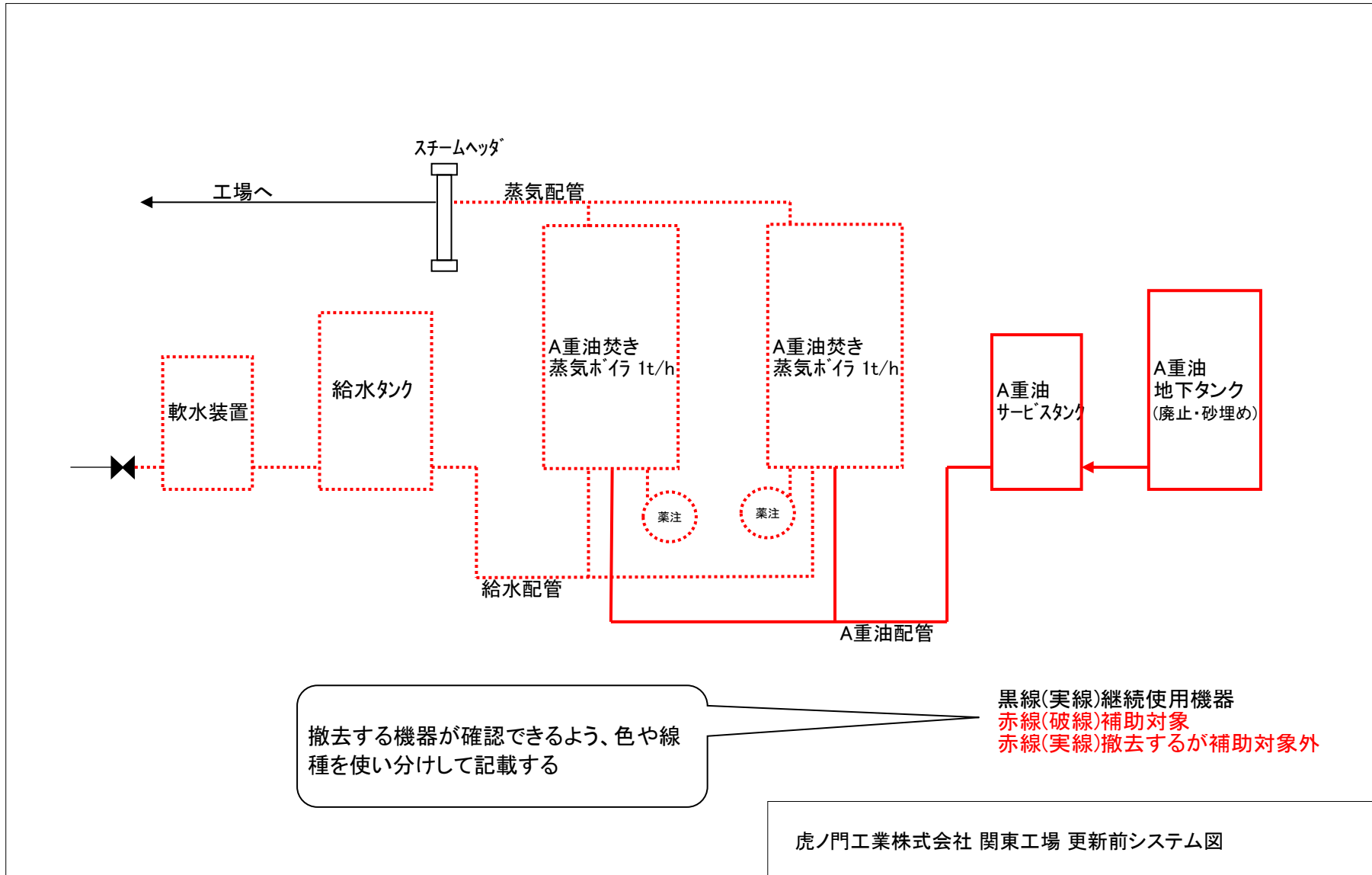
- (1) 更新・改造前後設備の事業所内における位置がわかるもの
  - ・補助対象設備の位置等を色分け等で明示すること。
  - ・更新・改造前後で事業所内での位置が変わるものはその旨、わかるように記載すること。
  - ・配管の撤去部が広範囲にわたる場合は、全体図に明示すること。
- (2) 更新・改造前後の機器配置図
  - ・補助対象範囲を色分け等で明示すること。  
(例. 更新・改造前を赤、更新・改造後を青：破線は補助対象、実線は補助対象外（補助対象としない）)
- (3) 更新・改造前後のシステム図
  - ・補助対象範囲を色分け等で明示すること。  
(例. 更新・改造前を赤、更新・改造後を青：破線は補助対象、実線は補助対象外（補助対象としない）)
- (4) 口径、延長等を明記した敷地内ガス配管の平面図(分岐がある場合にはその箇所を明記すること)
  - ・対象外設備との共用配管や補助対象外配管がある場合には特に、口径、延長、分岐等を詳細に記入し、専用配管、共用配管、対象外配管を色分け等で明示すること。(必要に応じてアイソメ図を添付)

「更新・改造前、更新・改造後設備に関する全体図」の例









日本LPガス団体協議会  
会 長 殿


### 専用の計測装置に関する約束書（記入例）

取引用メーターを補助対象設備専用の計測装置として使用する件につき、下記遵守項目を誠実に履行することを約束します。

計画仕様に変更のあった場合も本約束書の内容は誠実に履行し、また、遅滞なく報告を行います。

#### 記

#### 1. 補助事業者

法人名	フリガナ	トラノモンコウギョウカブシキガイシャ	
	漢字	虎ノ門工業株式会社	
代表者名	フリガナ	トラノモン イチロウ	
	漢字	虎ノ門 一郎	
住所	郵便番号	105-0001	
	漢字	東京都港区虎ノ門2-5-5	

※共同申請の場合、各々の申請者がそれぞれ約束書を作成し1部にまとめて提出すること。

#### 2. 該当設備仕様

取引用メーター		補助対象燃焼設備	
供給事業者	港ガス(株)	名称	貫流ボイラ
号数	100号	製造メカ	△△社
メーター番号	093X	型式	ZZ-1000
圧力	2.8 kPa	定格出力	1,250kW
温圧補正	有 ・ (無)	台数	1台

※未定項目は空欄可

※仕様変更・仕様確定の場合は前後の比較表を別途提出すること。

#### 3. 遵守事項

<p>① 該当取引用メーターの系統のガス配管には同一群の対象設備のみを設置します。</p> <p>② 該当取引用メーターの系統のガス配管には将来用のバルブ・プラグ止め・フランジ止め等は取付しません。</p> <p>③ 該当取引用メーターの系統のガス配管は耐用年数期間、改造工事を行いません。</p> <p>④ 燃料使用量データ報告のための燃料使用量の計測および集計は温度圧力補正を含め、当社にて実施します。</p>
---

#### 4. 添付書類

<p>① 該当設備の配置図</p> <p>② 該当ガス配管のアイソメ図</p>
---

(別紙①)

〇〇〇株式会社 様

依頼日：平成27年5月11日

### 見積依頼書 (例)

依頼書は、事業者所定の書式でも可とします

虎ノ門工業株式会社  
関東工場工務部

虎ノ門 三郎 印

依頼書は、見積件名ごと、見積依頼先ごとに作成して下さい

見積件名	蒸気ボイラ更新工事	
納入場所	虎ノ門工業株式会社 関東工場	
工期	平成27年8月13日～平成27年8月21日	
見積書提出期限	平成27年5月29日	
引き合い仕様書	有り	無し
添付図面	有り	無し
見積条件		
<p>(例) 見積項目は、下記①～⑤の経費に分類する事。一式で50万円以上の場合、見積項目の内訳を記載すること(単体で50万円以上の機器除く)また、値引きの際は、どの見積項目に対して行うか明確に表示して下さい。詳細は、引き合い仕様書、図面を参照願います。</p> <p>①設計費                      蒸気ボイラ更新工事に伴う設計費用</p> <p>②既存設備撤去費            既存ボイラ1t/h×2台、軟水装置、薬注装置、給水タンク、台数制御装置、油地下タンク(廃止・砂埋め)、油サービスタンク、以上機器類基礎、および、油配管、給水配管、蒸気配管、その他の撤去</p> <p>③新規設備設置機器費      ボイラ本体1t/h×2台、専用のガス流量計、軟水装置、薬注装置、給水タンク、台数制御装置、尚、ボイラの効率は、96%以上であること</p> <p>④新規設備工事費            機器の運搬、搬入、据え付け、各種配管、電気工事に必要な費用</p> <p>⑤供給・配管設備費        上記ボイラ用、貯蔵設備、気化設備、ガス配管及びバルブ、取引メーター類</p>		

効率は本補助事業の重要な要件ですので、必ず、明記して下さい

発注先選定理由書 (例)

申請者	〇〇〇株式会社△△△部 □□ □□ 所属長印 印
見積件名	〇〇改造工事
発注予定先	□□社
提出理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 随意契約の予定</li><li>・ 2社だけの相見積である</li><li>・ 発注予定先が最も安価な見積業者ではない</li><li>・ その他 ( )</li></ul>
選定理由	<p>(例)</p> <p>本工事は、既存対象設備の改造による燃料転換工事であり、納入メーカーである□□社でなければ、改造後の対象設備の保証を得るのが困難なため、□□社と随意契約の予定。</p> <p>注)日団協内の審査で合理的理由として認められない場合、補助金額の確定作業において、該当部分を補助の対象から除外する場合があります。</p>

(別紙⑬)

記入日		
平成	27	年 月 日

平成27年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分）  
高効率設備（廃熱回収式燃焼装置を設置した炉）導入に関する能力証明書

日本LPガス団体協議会  
会 長 殿

虎ノ門工業株式会社で補助申請する事業において、補助対象設備はエネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分）で申請の要件である高効率設備に定める条件を満たすことを証明します。

記

1. 製造業者

法人名	フリガナ	トラノモンサンギョウカブシキカイシャ		
	漢字	虎ノ門産業株式会社		
責任者名	フリガナ	トラノモン ジロウ		
	漢字	虎ノ門 次郎		
役 職	営業部 部長			
住 所	郵便番号	105-0001		
	東京都港区虎ノ門1-14-1			
電話番号	03-350X-1111		FAX番号	03-350Y-2222

2. 設置場所

事業者名	フリガナ	トラノモンコウギョウカブシキカイシャ	
	漢字	虎ノ門工業株式会社	
住 所	郵便番号	105-0001	
	東京都港区虎ノ門2-5-5		

3. 対象設備

設備の名称	× × × × 炉		設備の形式	× × × 式	
台数	1 台		対象設備基準	廃熱回収式燃焼装置を設置した炉	
導入の方式	1. 設備更新		2. 設備改造		
設置するバーナ本数 (合計)	4 本		設置するバーナの内、廃熱回収式燃焼装置の本数	1. すべて 2. _____ 本	
廃熱回収式燃焼装置の機能	燃焼装置から発生する燃焼排ガスの75%以上を回収する方式の当否		排ガス回収率	80 %	
	蓄熱式熱交換装置により燃焼用空気を予熱する機構を有する方式の当否		予熱空気温度	900 ℃	
高効率設備基準の当否				1. 該当する 2. 該当しない	

当該設備についての詳細がわかるもの（仕様書、図面）を添付すること。

記入日			
平成	27	年	月
			日


平成27年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分）  
 高効率設備（断熱強化型の炉）導入に関する能力証明書

日本LPガス団体協議会  
 会長 殿

虎ノ門工業株式会社で補助申請する事業において、補助対象設備はエネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分）で申請の要件である高効率設備に定める条件を満たすことを証明します。

記

1. 製造業者

法人名	フリガナ	トラノモンサンギョウカブシキカイシャ		
	漢字	虎ノ門産業株式会社		
責任者名	フリガナ	トラノモン ジロウ		
	漢字	虎ノ門 次郎		
役職	営業部 部長			
住所	郵便番号	1005-0002		
	東京都港区虎ノ門1-14-1			
電話番号	03-350X-1111	FAX番号	03-350Y-2222	

2. 設置場所

事業者名	フリガナ	トラノモンコウギョウカブシキカイシャ	
住所	<p>(B)=(A)-(パーナタイル面積+煙道部面積)          (例)Aの面積から差し引かれる面積の例として、ハースローラー、ラジアントチューブ、各種測定孔等炉壁を貫通して設置される場合の貫通口がある。断熱物質で構成されていない</p>		
	(A)は炉底部を除く		

3. 対象設備

設備の名称	× × × × 炉	設備の形式	× × × 式
台数	1 台	対象設備基準	断熱強化型の炉
対象設備の機能	炉内温度が500℃以上の工業炉であることの当否	炉内温度 1,000 ℃	1. 該当する 2. 該当しない
	炉底部を除く炉内部壁の80%以上の部分が断熱物質で構成されていることの当否	炉内部壁の面積 (A) 9.9 m <sup>2</sup> 断熱物質によって構成される壁の面積 (B) 9.5 m <sup>2</sup> (B)/(A)×100 96 %	1. 該当する 2. 該当しない
	断熱物質がかさ密度の加重平均値で0.60以下のものであることの当否		1. 該当する 2. 該当しない
	高効率設備基準の当否		1. 該当する 2. 該当しない

(備考)

断熱物質の名称	体積 (m <sup>3</sup> )	かさ密度	重量 (t)
a. 耐火断熱レンガ (BK28)	2.01	0.75	1.51
b. // (FK25)	1.08	0.52	0.56
c. 断熱ボード	0.58	0.22	0.13
	体積合計① 3.67	②/① 0.60	重量合計② 2.2

当該設備についての詳細がわかるもの（仕様書、図面）を添付すること。

(別紙⑭)

単位発熱量と炭素係数について

燃料種	単位発熱量※ (低位)	単位発熱量※ (高位)	単位	炭素係数 (tC/GJ)
一般炭	24.4	25.7	GJ/t	0.0247
コークス	27.9	29.4	GJ/t	0.0294
灯油	34.2	36.7	GJ/kl	0.0185
軽油	35.1	37.7	GJ/kl	0.0187
A 重油	36.6	39.1	GJ/kl	0.0189
B 重油	39.4	41.9	GJ/kl	0.0195
C 重油	39.4	41.9	GJ/kl	0.0195
LPG	45.8	50.8	GJ/t	0.0161
液化天然ガス(LNG)	49.2	54.6	GJ/t	0.0135
天然ガス(LNGを除く)	39.2	43.5	GJ/千 Nm <sup>3</sup>	0.0139
都市ガス (45MJ)	40.6	45.0	GJ/千 Nm <sup>3</sup>	0.0136
都市ガス (46MJ)	41.5	46.0	GJ/千 Nm <sup>3</sup>	0.0136

※ 上記の表にない燃料種においては実使用燃料の発熱量値を用いること、また、上記表に記載がある燃料種においても実使用燃料の発熱量値を用いることも可能とする。

その場合は、燃料供給会社より発熱量を記載した証明書を添付すること。



(別紙⑮)

## 供給・配管設備の補助対象経費算定方法

1. 原則、専用配管と共用配管について個別に見積を行うか、一括見積の中で専用配管と共用配管についての内訳を明記することとし、下記の方法で按分します。

<図例でのガス管補助対象経費算定>

$$\begin{aligned} \text{補助対象経費} &= (\text{①見積金額}) + (\text{③見積金額}) \times \frac{(\text{①定格流量})}{(\text{①定格流量}) + (\text{②定格流量})} \\ &= 8,000,000\text{円} + 7,500,000\text{円} \times \frac{400\text{Nm}^3/\text{h}}{400\text{Nm}^3/\text{h} + 200\text{Nm}^3/\text{h}} = 13,000,000\text{円} \\ &\quad (\text{1円未満切り捨て}) \end{aligned}$$

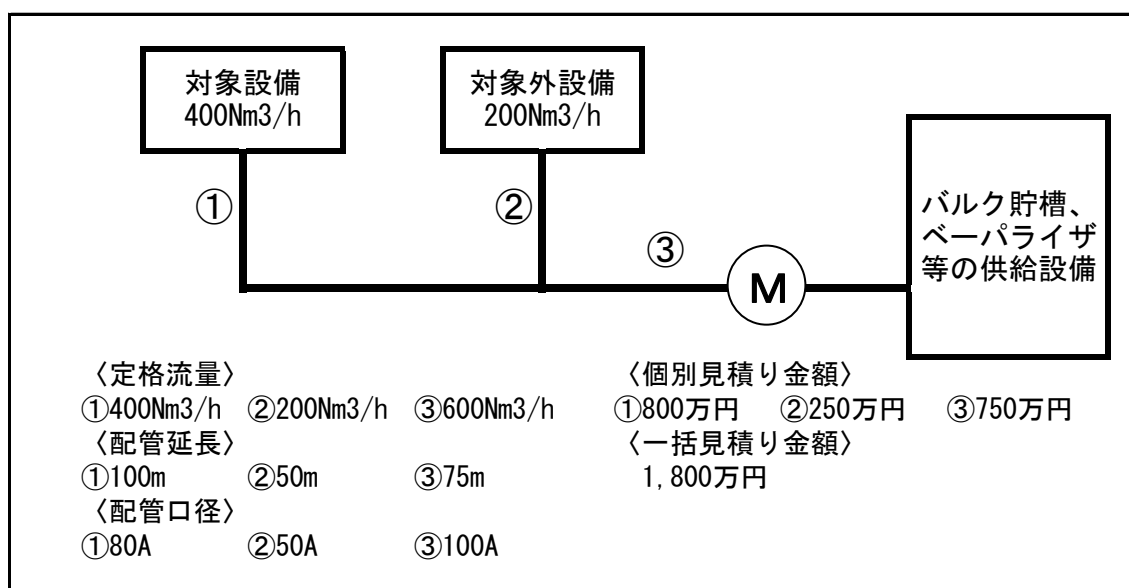
2. 専用配管と共用配管の個別見積が不可能な場合、一括の見積を流量、配管延長、配管口径から按分します。

<図例でのガス管補助対象経費算定>

補助対象経費

$$\begin{aligned} &= \text{一括見積金額} \times \left[ \frac{\text{①延長} \times \text{口径}}{\text{①延長} \times \text{口径} + \text{②延長} \times \text{口径} + \text{③延長} \times \text{口径}} \right. \\ &\quad \left. + \frac{\text{①定格流量}}{\text{①定格流量} + \text{②定格流量}} \times \frac{\text{③延長} \times \text{口径}}{\text{①延長} \times \text{口径} + \text{②延長} \times \text{口径} + \text{③延長} \times \text{口径}} \right] \\ &= 18,000,000 \times \left[ \frac{100\text{m} \times 80}{100\text{m} \times 80 + 50\text{m} \times 50 + 75\text{m} \times 100} \right. \\ &\quad \left. + \frac{400\text{Nm}^3/\text{h}}{400\text{Nm}^3/\text{h} + 200\text{Nm}^3/\text{h}} \times \frac{75\text{m} \times 100}{100\text{m} \times 80 + 50\text{m} \times 50 + 75\text{m} \times 100} \right] = 13,000,000\text{円} \\ &\quad (\text{1円未満切り捨て}) \end{aligned}$$

3. バルク貯槽、ベーパライザ等供給設備の補助対象経費も上記1. 2. に準じて按分します。



## 日本標準産業分類(平成19年11月改定)

分類	業種	業種分類
<b>農業、林業</b>		
A01	農業	製造業その他
A02	林業	製造業その他
<b>漁業</b>		
B03	漁業(水産養殖業を除く)	製造業その他
B04	漁業 水産養殖業	製造業その他
<b>鉱業、採石業、砂利採取業</b>		
C05	鉱業、採石業、砂利採取業	製造業その他
<b>建設業</b>		
D06	総合工事業	製造業その他
D07	職別工事業(設備工事業を除く)	製造業その他
D08	設備工事業	製造業その他
<b>製造業</b>		
E09	食料品製造業	製造業その他
E10	飲料・たばこ・飼料製造業	製造業その他
E11	繊維工業	製造業その他
E12	木材・木製品製造業(家具を除く)	製造業その他
E13	家具・装備品製造業	製造業その他
E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	製造業その他
E15	印刷・同関連業	製造業その他
E16	化学工業	製造業その他
E17	石油製品・石炭製品製造業	製造業その他
E18	プラスチック製品製造業	製造業その他
E19	ゴム製品製造業	製造業その他
E20	なめし革・同製品・毛皮製造業	製造業その他
E21	窯業・土石製品製造業	製造業その他
E22	鉄鋼業	製造業その他
E23	非鉄金属製造業	製造業その他
E24	金属製品製造業	製造業その他
E25	はん用機械器具製造業	製造業その他
E26	生産用機械器具製造業	製造業その他
E27	業務用機械器具製造業	製造業その他
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	製造業その他
E29	電気機械器具製造業	製造業その他
E30	情報通信機械器具製造業	製造業その他
E31	輸送用機械器具製造業	製造業その他
E32	その他の製造業	製造業その他
<b>電気・ガス・熱供給・水道業</b>		
F33	電気業	製造業その他
F34	ガス業	製造業その他
F35	熱供給業	製造業その他
F36	水道業	製造業その他
<b>情報通信業</b>		
G37	通信業	製造業その他

G38	放送業	サービス業
G39	情報サービス業	サービス業
G40	インターネット付随サービス業 (映像・音声・文字情報制作業)	製造業その他
G410	管理、補助的経済活動を行う事業所	製造業その他
G411	映像情報制作・配給業	サービス業
G412	音声情報制作業	サービス業
G413	新聞業	製造業その他
G414	出版業	製造業その他
G415	広告制作業	サービス業
G416	映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業	サービス業
<b>運輸業、郵便業</b>		
H42	鉄道業	製造業その他
H43	道路旅客運送業	製造業その他
H44	道路貨物運送業	製造業その他
H45	水運業	製造業その他
H46	航空運輸業	製造業その他
H47	倉庫業	製造業その他
H48	運輸に付随するサービス業	製造業その他
H49	郵便業(信書便事業を含む)	製造業その他
<b>卸売業、小売業</b>		
I50	各種商品卸売業	卸売業
I51	繊維・衣服等卸売業	卸売業
I52	飲食料品卸売業	卸売業
I53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	卸売業
I54	機械器具卸売業	卸売業
I55	その他の卸売業	卸売業
I56	各種商品小売業	小売業
I57	織物・衣服・身の回り品小売業	小売業
I58	飲食料品小売業	小売業
I59	機械器具小売業	小売業
I60	その他の小売業	小売業
I61	無店舗小売業	小売業
<b>金融業、保険業</b>		
J62	銀行業	製造業その他
J63	協同組織金融業	製造業その他
J64	貸金業、クレジットカード業等非貯金信用機関	製造業その他
J65	金融商品取引業、商品先物取引業	製造業その他
J66	補助的金融業等	製造業その他
J67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	製造業その他
<b>不動産業、物品賃貸業</b>		
K68	不動産取引業 (不動産賃貸業・管理業)	製造業その他
K690	管理、補助的経済活動を行う事業所	製造業その他
K691	不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)	製造業その他
K692	貸家業、貸間業	製造業その他
K693	駐車場業	サービス業
K694	不動産管理業	製造業その他
K70	物品賃貸業	サービス業
<b>学術研究、専門・技術サービス業</b>		
L71	学術・開発研究機関	サービス業
L72	専門サービス業(他に分類されないもの)	サービス業

L73	広告業	サービス業
L74	技術サービス業(他に分類されないもの)	サービス業
<b>宿泊業、飲食サービス業</b>		
M75	宿泊業	サービス業
M76	飲食店	小売業
M77	持ち帰り・配達飲食サービス業	小売業
<b>生活関連サービス業、娯楽業</b>		
N78	洗濯・理容・美容・浴場業 (その他の生活関連サービス業)	サービス業
N790	管理、補助的経済活動を行う事業所	サービス業
N791	旅行業	製造業その他
N792	家事サービス業	サービス業
N793	衣服裁縫修理業	サービス業
N794	物品預り業	サービス業
N795	火葬・墓地管理業	サービス業
N796	冠婚葬祭業	サービス業
N799	他に分類されない生活関連サービス業	サービス業
N80	娯楽業	サービス業
<b>教育、学習支援業</b>		
O81	学校教育	サービス業
O82	その他の教育、学習支援業	サービス業
<b>医療、福祉</b>		
P83	医療業	サービス業
P84	保健衛生	サービス業
P85	社会保険・社会福祉・介護事業	サービス業
<b>複合サービス業</b>		
Q86	郵便局	サービス業
Q87	協同組合(他に分類されないもの)	サービス業
<b>サービス業(他に分類されないもの)</b>		
R88	廃棄物処理業	サービス業
R89	自動車整備業	サービス業
R90	機械等修理業	サービス業
R91	職業紹介・労働者派遣業	サービス業
R92	その他の事業サービス業	サービス業
R93	政治・経済・文化団体	サービス業
R94	宗教	サービス業
R95	その他のサービス業	サービス業
R96	外国公務	サービス業
<b>公務(他に分類されるものを除く)</b>		
S97	国家公務	製造業その他
S98	地方公務	製造業その他
<b>分類不能の産業</b>		
T99	分類不能の産業	製造業その他

(別紙⑰)

役員名簿

氏名：カナ	氏名：漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
トラノモ イチウ	虎ノ門 一郎	S	29	07	06	M	虎ノ門工業㈱	代表取締役社長
トラノモ タウ	虎ノ門 太郎	S	30	08	31	M	虎ノ門工業㈱	専務取締役
トラノモ ジウ	虎ノ門 二郎	S	31	01	15	M	虎ノ門工業㈱	取締役関東工場長
トラノモ シウ	虎ノ門 四郎	S	28	10	31	M	虎ノ門工業㈱	監査役
登記簿謄本に登記されている役員は監査役も含め必ず記入のこと								

(注)

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

(別紙⑱)

日本LPガス団体協議会  
会長 殿

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以 上

平成 27年 5月 26日

東京都港区虎ノ門2-5-5  
虎ノ門工業株式会社  
虎ノ門 一郎

代表者  
印

- ・代表者印は（様式第1）交付申請書に押印した印と同一のもの
- ・共同申請の場合は、申請者ごとに1枚ずつ作成すること

## 交付申請時提出書類チェックリスト

項 目		確認
1. 交付申請書		
1-1	「申請日」は、公募期間内(平成27年5月7日～6月15日)となっているか	
1-2	共同申請の場合、申請者・担当者は全申請者分 記載されているか、押印されているか	
1-3	業種が記入され、中小企業の判定ができるか	
1-4	中小企業優遇に申請する場合、「該当する」にマークされ、証明する書類が添付されているか	
1-5	次世代エネ実証地域優遇に申請する場合、「該当する」にマークされ、証明する書類が添付されているか	
1-6	設備詳細に計算シートによる計算結果が記載され、申請要件に該当することを判定できるか	
1-7	更新・改造前後の燃料につき、基礎数値と計算シートによる計算結果が記載されているか	
1-8	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額は正しく算出されているか	
1-9	省エネルギー率、投資回収年、省CO2率、費用対効果の計算は正しいか	
1-10	「補助事業の開始予定日」は請負会社等との契約予定日となっているか	
1-11	「補助事業の完了予定日」は請負会社等への支払い完了予定日(平成28年2月15日以前)となっているか	
1-12	請負会社等への支払いは”金融機関からの振込”として計画しているか	
1-13	「補助事業の開始及び完了予定日」は「事業実施スケジュール」の記載と合致しているか	
1-14	共同申請の場合、別紙⑤(申請者別経費等内訳)、⑥(申請者別資金計画)は添付されているか	
1-15	計算シート①、②は添付されているか、記載項目と数値、計算過程は妥当か	
2. 1ヵ年(平成26年度)の燃料消費量実績の根拠資料		
2-1	燃料消費量月別一覧表、更新・改造前燃料の購入量を判断できる根拠資料(請求書等の写し)はあるか	
2-2	燃料の購入形態が補助対象外設備と共同である場合、対象設備の使用量を推定した根拠資料が添付されているか	
3. 更新・改造前、更新・改造後設備の定格能力		
3-1	メーカー、型式、定格能力等を明記した仕様書等の写しがあるか	
3-2	設備の能力を実測値で申請する場合、第3者が測定したデータが添付されているか(該当する場合のみ)	
4. 更新・改造前、更新・改造後設備に関する全体図・配置図・システム図		
4-1	全体図・配置図・システム図は色分けや線種等により補助対象部分が明確になっているか	
4-2	供給・配管設備の平面図(必要に応じてアイソメ図)が添付されているか	
4-3	供給・配管設備の平面図に口径、延長、分岐等が明記されているか	
4-4	燃料使用量を測定する専用の計測装置を取り付ける計画になっているか	
5. 更新・改造前設備の設備状況を示す写真		
5-1	更新・改造に関わる部分の写真が全て添付されているか	
5-2	銘板がある場合、その拡大写真が添付されているか(燃焼設備の銘板の写真は必ず添付)	
6. 見積依頼書、見積書の写し		
6-1	見積依頼書の写しは添付されているか、機器仕様および工事内容は十分に表現されているか	
6-2	見積書に請負会社等の押印および日付があるか	
6-3	見積書の宛名が申請者の法人名と同一であるか	
6-4	請負会社等の欄には住所、担当者名、連絡先が明記されているか	
6-5	補助経費の区分が見積書に記入されているか、無い場合は説明メモ等が添付されているか	
7. 事業実施スケジュール		
7-1	「補助事業の開始予定日」から「完了予定日」までのスケジュールが明記されているか	
7-2	「補助事業の開始及び完了予定日」は「交付申請書」の記載と合致しているか	
7-3	「補助事業の開始予定日」(請負会社等との契約予定日)が平成27年4月9日以降であるか	
7-4	「補助事業の完了予定日」(請負会社等への支払い完了予定日)は平成28年2月15日以前であるか	
8. 会社、事業所のパンフレット		
9. 登記簿謄本(発行日が平成27年4月1日以降のもの)		
10. (別紙⑰)役員名簿(共同申請の場合は申請者ごとに作成)		
11. (別紙⑱)暴力団排除に関する誓約事項(共同申請の場合は申請者ごとに作成)		
12. 申請時チェックリスト(本チェックリスト)		
13. 該当する場合に添付が必要な書類		
13-1	[中小企業優遇申請]設備の使用者が資本金で中小企業に該当しない場合、中小企業に該当することを証明できる書類	
13-2	[次世代エネルギー・社会システム実証地域優遇申請]設備の所在地が採択地域であることを証明できる書類	
13-3	[更新・改造前設備の能力値実測による申請]測定条件と測定結果を証明できる書類	
13-4	[高効率設備基準による申請]基準に該当することを証明するメーカーの仕様書、カタログ等	
13-5	[リース、エネルギーサービス、賃貸借等による申請]内容に関する契約書(案可)の写し、料金計算書等	
13-6	[支払委託契約による申請]支払委託契約書(案可)の写し	
13-7	[競争入札によらずに発注先選定する場合]発注先選定理由書	
13-8	[専用の計測装置に関する特例による申請]専用の計測装置に関する約束書	

※該当しない項目にも横棒(-)を記入し、空欄を作らないこと

チェック者

印

(別紙⑳)

◇ 交付申請書ファイリング例

